

## 議 事 日 程 第 2 号

令和2年12月2日(水) 午前10時開議

日程第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

---

### 出欠議員氏名

出席議員(24名)

1番	小久保	広信	議員	2番	影澤	政夫	議員
3番	我妻	徳雄	議員	4番	太田	克典	議員
5番	山田	富佐子	議員	6番	佐藤	弘司	議員
7番	高橋	壽	議員	8番	高橋	英夫	議員
9番	山村	明	議員	10番	堤	郁雄	議員
11番	関谷	幸子	議員	12番	遠藤	正人	議員
13番	島軒	純一	議員	14番	工藤	正雄	議員
15番	齋藤	千恵子	議員	16番	成澤	和音	議員
17番	中村	圭介	議員	18番	鳥海	隆太	議員
19番	古山	悠生	議員	20番	井上	由紀雄	議員
21番	小島	一	議員	22番	島貫	宏幸	議員
23番	木村	芳浩	議員	24番	相田	克平	議員

欠席議員(なし)

---

### 出席要求による出席者職氏名

市 長 中川 勝 副 市 長 大河原 真樹

総務部長	後藤利明	企画調整部長	遠藤直樹
市民環境部長	森谷幸彦	健康福祉部長	安部道夫
産業部長	菅野紀生	建設部長	星野博之
会計管理者	小関浩	上下水道部長	高野正雄
病院事業管理者	渡邊孝男	市立病院事務局長	渡辺勅孝
総務課長	高橋貞義	財政課長	土田淳
総合政策課長	安部晃市	教育長	土屋宏
教育管理部長	渡部洋己	教育指導部長	今崎浩規
選挙管理委員会委員長	井上恭子	選挙管理委員会事務局長	吉田真一
代表監査委員	森谷和博	監査委員局長	片桐茂
農業委員会会長	伊藤精司	農業委員会事務局長	穴戸徹朗

~~~~~

**出席した事務局職員職氏名**

|      |      |        |      |
|------|------|--------|------|
| 事務局長 | 三原幸夫 | 事務局次長  | 細谷晃  |
| 庶務係長 | 澁江嘉恵 | 議事調査係長 | 渡部真也 |
| 主 任  | 藤崎優一 | 主 事    | 齋藤拓也 |

~~~~~

午前 9時59分 開 議

- 鳥海隆太議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員24名であります。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

### 日程第1 一般質問

- 鳥海隆太議長 日程第1、一般質問を行います。  
順次発言を許可いたします。  
一つ、命の選別を安易にしない社会に外1点、  
1番小久保広信議員。

〔1番小久保広信議員登壇〕（拍手）

- 1番（小久保広信議員） おはようございます。  
12月定例会一般質問トップを務めます。トップ  
バッターを務めるのは平成22年9月、そして平成  
29年9月以来3回目ということで、一般質問を45  
回、代表質問を2回やっているんですが、その中  
で3回で非常に数少ない機会ですので、しっかりと  
務めていきたいと思っております。  
それでは、早速質問に入らせていただきます。  
初めに、命の選別を安易にしない社会について  
伺います。  
新型コロナウイルスの感染拡大で、人工呼吸器  
や専門病床が逼迫する中、障がいのある人たちが  
命の選別への警戒感を強めています。  
医療崩壊に直面した欧米では、障がい者や高齢  
者への治療が後回しにされる事例が報告されて  
います。3月から4月にかけて新型コロナウイルス  
の感染者が爆発的に増えたヨーロッパでは、事  
態はより悲惨でした。人工呼吸器や集中治療室の  
ベッドが足りなくなり、重症の患者にも十分な治  
療ができない、いわゆる医療崩壊が起きたと言わ  
れています。

さらに、その中で限られた台数の人工呼吸器を

誰につけるかという命の選別を行わざるを得ない  
場面もあったと伝えられています。例えば、4  
月5日の新聞の電子版では、「父の人工呼吸器、  
電話で「若者に回す」命の選別に絶望」というス  
ペインの衝撃的な事例が紹介されました。記事に  
よると、感染が判明して入院した80歳の父親の主  
治医から、47歳の息子に電話がかかってきて、「死  
なせることを許してほしい。75歳以上の高齢者は  
治療できない。人工呼吸器はつけられない。若い  
患者に回さないといけないから」と告げられたそ  
うです。主治医は涙声だったと言います。父親は  
そのまま亡くなりました。息子は新聞の取材に、  
「国が父を死なせた。日本はスペインの経験か  
ら学んでほしい」と憤った」と出ています。

日本では、一時はコロナ感染での入院が増え、  
現場の緊張も高まりました。時の安倍晋三首相は  
4月半ば、人工呼吸器1万5,000台の確保を表明  
し、国内メーカーにさらなる増産を求めました。

その後、国内では4月から感染者数が減少に転  
じたため、実際には人工呼吸器が足りなくなり命  
の選別をしなければならないという事態には至  
らずに済みました。

しかし、今現在、新型コロナウイルス感染拡大  
の第3波の感染爆発が止まりません。全国の1日  
の新規感染者数が2,000人を上回る日が続出し、  
11月28日には過去最多の2,684人を記録しました。  
注目すべきは重症者数の急増です。11月28日の全  
国の重症者数は440人と、第1波ピーク時の328人  
を大きく上回っています。全国各地で医療体制も  
逼迫してきています。

県内でも連日のように新たな感染者が確認され  
ています。11月29日には過去最多の11人の感染者  
数になっています。

日本医師会の中川俊男会長は、「病床占有率を  
見る限り、まだ余裕があるかのように見えるかも  
しれません。即座に患者を受け入れられる病床を  
分母にすべきです。現実には、医療スタッフの不  
足もあり、受入れ可能病床は満床の状態です」と

言っています。このような状況で、人工呼吸器が不足することはないと言い切れる人は誰もいません。

そこで、本市の人工呼吸器の数は十分なのか、お伺いいたします。

まず、米沢市内の人工呼吸器の数はどれくらいあるのでしょうか。そのうち現在使用されている数はどれくらいなのか、新型コロナウイルス感染症で重症化した人に使える数は何台なのでしょう、お伺いいたします。

人員体制やベッド数などの医療体制は万全なのでしょうか、併せてお伺いいたします。

次に、いのちの教育の状況についてお伺いいたします。

命の選別論は、障がい者の生きる権利を踏みにじる暴論へと容易に転化します。それは、2016年に起きた相模原障害者施設殺傷事件です。作家の雨宮処凛氏は「相模原事件・裁判傍聴記」の中で、植松死刑囚は日本政府が財政難にあえぐ中、障がい者への福祉政策への予算配分に疑問を持ち、社会福祉の充実によって政府の借金が膨大になり、大地震などが起きたときの政策に支障が生じることを懸念しました。彼は国の将来を憂い、危機感を募らせて徐々に肥大化させていったのが、障がい者を命の選別の対象とする独善的な正義感でした。行き過ぎた競争による自己責任社会が多くの人を追い詰めている現状です。

この20年以上、生産性が高く役に立つ自分を全方向にプレゼンし続けなければ生きる価値がないという強迫観念に、多くの人がさいなまれています。その結果、少しでも守られて楽をしていると見える人をバッシングする風潮が蔓延していると述べています。

雨宮氏は、植松死刑囚が抱いた役に立たないといけないというひりひりした感覚に対して、とても分かるんだと言います。生産性の高さが求められ、その尺度によって個人の価値が図られる競争社会では、会社や組織、社会に役に立つことが自

己の存在意義と直結しています。役に立つことと生きる価値を結びつける思考から脱却する必要があります。

人間は弱い存在です。いつ難病にかかるかわかりません。交通事故などで生活が一変してしまうこともあります。この日常の中には様々なリスクが潜んでいます。人間は普遍的に有限で脆弱な存在です。今存在していることの根源的な弱さにしっかりと向き合えることが本質的な強さだと思います。

小中学校でのいのちの教育、一人の命は地球より重いなど、弱い立場にいる人が生きたいと言える社会、命の価値に順番をつけない社会にするための教育はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、医療崩壊が起こらないための準備と取組についてお伺いします。

大阪府内の医療体制は、日に日に状況が厳しくなっています。先月1日時点で26人だった重症者は、今月に入ると増加傾向となり、24日時点で4倍を超える103人に急増しています。重症者の病床利用率も50%以上となりました。医療機関の緊迫感が増しています。

吉村大阪府知事は11月25日に重症者の病床数について、すぐに増やすことは難しいという認識を示しています。それぞれの病院で重症の病床を確保してもらおうが、看護師などの数も必要となり、コロナの重症病床は簡単に増やせるものではないという認識を示しています。

11月25日、日本医師会の中川俊男会長は、病床占有率を見る限り、まだ余裕があるかのように見えるが、とも述べています。山形県内でも感染拡大が急増することが起こらないとも限りません。

集中治療室や人工呼吸器の総量は限定されています。全ての患者を救うことができない場合、命の選別をどう考えるのが問題になってしまいます。優先的に治療されるべきなのは誰なのか、高齢者から順に治療を断念せざるを得ないのか、

そんなことがこの間、繰り返し論じられていました。医療崩壊という極限状況において、治療可能性などの医師の所見を基に判断するしかありません。状況は具体的かつ千差万別であり、絶対的な正解など存在しないと思います。

新型コロナウイルス感染症の感染を拡大させずに医療崩壊につながらないための取組をどのように行っているのか、お伺いします。

大項目の2つ目、新型コロナ感染拡大による雇用状況についてお伺いいたします。

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症関連の解雇や雇い止めが11月13日の見込みで全国では7万1,121人になると発表しました。本県では466人となっています。さらに、年末に向けて息切れ倒産続出が懸念されています。今の日本は先行きが不透明な経済状況にあります。

そして、10月の自殺者数が2,153人と、とうとう2,000人を超え、男性は前年同月比で21.3%増えて1,302人、女性は前年同月比で何と82.6%も増えて851人になりました。背景には様々な理由があると思いますが、やはり女性の貧困が極まっていることも要因の一つだと思います。

新型コロナウイルス感染拡大で、真っ先に影響を受けたのは観光、宿泊、飲食などのサービス業で働く人々です。新型コロナウイルス感染拡大以前の売上げには程遠く、この先の展望が全く見えない状態です。その上、第3波を受けて、飲食店などは再び苦境の中にいます。

厚生労働省の8月の労働力調査を見れば、パート、アルバイトは前年同月と比較して74万人も減っています。その多くを占めるのが女性で、その数63万人になります。

本市の労働者の雇用状況はどのようになっているのでしょうか。解雇や雇い止めの状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、本市の対策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

失業者や休業などによる生活困窮者への支援策

などの取組はどうなっているのでしょうか。6月時点でもお尋ねしましたが、その後、変わったものはあるのでしょうか。どのような支援策があるのでしょうか。

また、雇用調整助成金が中小企業や小規模事業者でも活用されているのでしょうか。事業主が労働者に休業手当等を支払う場合に国が助成する雇用調整助成金の申請手続を社会保険労務士等に依頼する事業者に対し、その申請代行手数料の一部を補助する雇用調整助成金申請代行補助事業費補助金は、7月の補正額を30件の申請数で使い切り、11月補正で予算額を増額するとし、補正予算額は県が800万円、市が800万円の1,600万円を増額し120件分を確保しましたが、事業者の何割ぐらいが利用しているのでしょうか。小規模事業者ではなかなか活用しづらいのではないのでしょうか。申請に至るまでの手だてが必要と思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、新卒者の雇用状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、完全な売り手市場だった就職活動は、一転して新規大卒者の就職内定率が5年ぶりに70%を割り込み、企業の採用人数減や内定取消しが起きています。さらに、就職説明会や相談できる機会が減っています。

山工学部の学生も、OB会である米沢工業会からの情報によれば、就職内定率は10月末現在で86.8%、昨年同期で96.2%でした。県内就職内定者数32名、昨年同期51名となっています。

バブル経済崩壊後の1990年代半ばから約10年間に社会に出た非正規労働者が多い就職氷河期世代がいます。不安定な収入から脱却させ、将来の社会保障費の膨張を防ぐための取組が行われています。このままでは第2の就職氷河期世代ができてしまうおそれがあります。今、しっかりとした支援や対策が必要です。

大学生だけでなく、短大生は32.1%、高校生は

68.8%と、昨年より16%も低い就職内定率の状況になっています。本市としては、取組についてどのように考えているのでしょうか。支援策について伺いたします。

最後に、独り親家庭への支援をどのように考えているのか、伺いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、山形県内の独り親家庭の4割が収入減となり、7割の家庭が支出増となっていることが、先日の県の実態調査で明らかになりました。国は、ひとり親世帯臨時特別給付金として、低所得の独り親世帯に1世帯5万円プラス第2子以降1人3万円を給付しています。11月補正でひとり親世帯応援給付金事業が新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が懸念される中、子育てと仕事を独りで担う独り親家庭の子育てを応援するため、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した低所得の独り親家庭に、県独自に一時金を給付するとしています。

6月補正で市として1人1万円の支給を行いました。この間の国や県の支給だけではなく、継続的な支援ができるような本市独自の支援策が必要だと考えますが、どのようにお考えか、伺いたします。

以上をお伺いして、壇上からの質問といたします。

○**鳥海隆太議長** 安部健康福祉部長。

[安部道夫健康福祉部長登壇]

○**安部道夫健康福祉部長** おはようございます。

私から、本市における人工呼吸器の設置台数及び医療体制について、まずお答えいたします。

初めに、市内の病院には人工呼吸器が35台、体外式膜型人工肺、いわゆるECMOが1台あります。使用台数については、1日当たり4台から6台が稼働していると聞いております。

そのうち、米沢市立病院では、人工呼吸器を14台、ECMOを1台所有しております。ただし、米沢市立病院は感染症専用の病棟や隔離病棟を

整備しておりませんし、感染症の指定医療機関でもありませんので、重症者の受入れは想定しておりませんが、パンデミックが起きた場合などは県の指示の下、適切な医療の提供を行うこととしております。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する医療体制の整備については、都道府県が実施主体となっているため、市で把握している情報について説明いたします。

現在、山形県内の感染症指定医療機関の病床数は216床であり、うち重症者病床数が26床と聞いておりますが、患者数の増加に伴い、重症者等への対応ができなくなる可能性が指摘されております。

このため、県は軽症や無症状の患者が療養できる宿泊施設を確保する体制を取っており、現在、村山地域に1施設確保されています。

今後、山形県内においても新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、クラスターの発生などにより医療現場が逼迫し、現状の受入れ態勢では対応し切れない状況が危惧されます。このような事態に迅速に対応できるよう、県や医師会と協力して医療体制の確保に努めてまいります。

次に、2の新型コロナウイルス感染拡大による雇用状況の変化への対応についてのうち、本市の対策についてお答えいたします。

失業者や休業などによる生活困窮者への支援策などの取組についてであります。生活に困った方が最初に相談を行う窓口として生活困窮者自立相談支援を行っております。4月から10月末までの相談件数は2,557件、うち新規は340件でした。

次に、当座をしのぐ生活資金として社会福祉協議会が行う各種貸付制度は、3月に対象を拡大して実施されており、10月末現在、緊急小口資金の特例貸付けが148件、総合支援資金の特例貸付けが90件となっております。

本市が行う支援策としては、生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金がありますが、10月まで

の給付世帯は28世帯となっております。

現在は申請者が急増した春先に比べると落ちてきておりますが、依然として高止まりしていることから、円滑な給付のため、このたびの12月定例会に補正予算案を提出しているところです。

あわせて、本市独自の支援である生活困窮者応援米給付事業も実施中であり、社会福祉協議会の貸付制度の申請者などに対して、世帯1人当たり米5キログラムを給付しておりますが、10月末現在で191世帯に合わせて2,230キログラムのお米を給付しているところです。

続きまして、6月時点と変わった点についてですが、こちら支援策のメニュー自体は大きく変わっておりませんが、生活資金の貸付けでは9月に緊急小口資金・総合支援資金の特例資金の受付期間を12月末までに延長しております。住居確保給付金につきましても、対象拡大、要件緩和を行い、継続して実施しております。

なお、住居確保給付金制度のさらなる周知を図るため、現在、関わりが深い市内宅建業協会へチラシ配布を準備しているところです。

次に、独り親家庭に対する支援についてですが、コロナ禍における独り親家庭への経済的支援は必要な支援であると考えております。このことから、本市では国、県に先駆けて独り親世帯への支援を6月議会で議決いただき、子供1人につき1万円の給付を行いました。この給付は4月分の児童扶養手当を受給している世帯671世帯、児童数981人を対象に7月31日に支給したところです。この給付事業について、8月の児童扶養手当現況届受付の際、簡単な満足度調査を行ったところ、610名の方に回答をいただき、そのうち86%の方々から、大変満足または満足とよい評価をいただいたところです。

続いて、国のひとり親世帯臨時特別給付金制度により、6月分の児童扶養手当受給者に対して、1世帯5万円、2人目以降の児童には3万円を加算し、673世帯に対して8月下旬に給付を行った

ところです。

また、国の同制度では、収入が大きく減少した世帯に対して、申出により、さらに1世帯当たり5万円を給付することとしており、本市では11月20日現在で232世帯に対して給付を行っており、給付状況は児童扶養手当受給者全体の約34.4%となっております。

7月下旬から8月末にかけて県が行った独り親世帯の実態調査では、約40%の世帯で収入減となったとの回答が出ています。本市の給付状況は県の実態調査結果より低い状況となっておりますが、収入が大きく減少した世帯に対する給付事業は来年2月まで申出が可能となっておりますので、関係機関と連携を図りながら様々な機会を捉え事業の周知に努めてまいりたいと思います。

独り親家庭に対しましては、2か月ごとの児童扶養手当を含めまして、5月から11月まで切れ目のない支援を行ってきたところです。先日の11月臨時会で議決いただきました県のひとり親世帯応援給付金事業につきましても、12月下旬の給付開始を予定しています。

今後とも、国、県の制度を活用するなど、コロナ禍の独り親世帯への支援に努めてまいります。私からは以上です。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、1の(2)小中学校でのいのちの教育の取組の現状についてお答えいたします。

命に対する思いや考え方を育て、生き方の確立を目指すことは、全ての教育の根本であり、山形県においても教育振興基本計画に明確に施策として位置づけられ、本市においても同様に第3期米沢市教育・文化計画に位置づけて推進してまいりました。

国や県の方針を受け、本市の小中学校においても自分を大切に思える気持ちである自尊感情を育てること、命のつながりと多様性に気づかせる

こと、命の貴さと人間としての生き方をしっかり教えることを3本の大きな柱として、各校で地域や学校、児童生徒の実態に応じて様々な実践を重ねてきたところです。

学校教育の核である授業においては、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校で道徳が教科化され、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する内容として、一人一人の価値観を育むことを大切にしながら、発達段階に応じた系統的な指導による道徳教育の充実を図ってまいりました。その際には、題材や教材を通して、身につけさせたい道徳的価値に迫らせるために、児童生徒の心の葛藤を生む場面を意図的に設定するようにして指導を行っております。

命の大切さや貴さといった価値を概念的に理解するだけではなく、自分の生き方や考え方に結びつけて思考、判断、表現し、現在の生活や将来の人生に生かしていけるような道徳の授業を目指して実践を重ねているところです。

その他の特色ある取組といたしましては、2011年に発生しました東日本大震災で被災者の多くの貴い命が奪われたことを受け、自他の命を大切に生きていくことの価値や命の重みについて考える学習を発生当時から継続して行っている学校もございます。

また、命のつながりに気づかせるための取組として、地域のお母さん方の協力を得て、赤ちゃんから命について学ぶ、赤ちゃんとのふれあい体験の実施など、多面的、多角的に児童生徒が命の大切さや貴さ、重みについて考える機会を教育課程に組み込んで、意図的、計画的に行っている学校も多くあります。

今後も、学校、家庭、地域が連携、協働し、次代を担う子供たちの命を守り、育て、支えながら、地球より重い貴い一人一人の命をつなぎ、尊重する心の教育であるいのちの教育の推進と充実に向けて努力してまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

〔森谷幸彦市民環境部長登壇〕

○森谷幸彦市民環境部長 私からは、1の命の選別を安易にしない社会のうち(3)の医療崩壊を起こさないための準備と取組の御質問にお答えいたします。

全国各地で新型コロナウイルス感染症の感染者数が過去最多を記録する日が続くなど、既に第3波が襲来していると言われており、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、ステージ3相当地域と他の地域との往来をなるべく控えること、ステージ3相当地域を対象に酒類を提供する飲食店への営業時間短縮要請の検討などを提言しております。

県内においても、7月以降は散発的な発生にとどまっておりましたが、10月下旬から感染者の増加が見られ、11月29日には1日当たりの新規感染の公表数が過去最多の11人となり、県知事からも本県の第2波に突入したとの発言があったところです。

さらには、県における注意・警戒レベルは11月26日にレベル3の警戒、感染の広がりが懸念される状態に引き上げられておりますが、レベル4、特別警戒に近づきつつあるとの認識が示されております。

本市においても10月9日以降、感染者は発生しておりませんでした。11月18日に市内第18例目の感染者が確認され、今後の本格的な冬の到来や年末年始で人の移動が活発化する時期を目の前にして、感染拡大を防止していかなければなりません。

本市においては、これまでも関係機関と連携しながら様々な対応を行ってきたところでありますが、引き続き広報よねざわや市ホームページ、各種SNS、モバ支所などを活用し、新しい生活様式の徹底、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患をお持ちの方の慎重な行動、感染リスクが高まる5つの場面などの注意喚起に努めるとともに、

事業者に対して業種別ガイドライン遵守の徹底、そして会食の際には米沢びしゃもんプロジェクト参加店など感染予防にしっかり取り組んでいる店舗を選んでいただくことなどを、これまで以上に頻度を高めて広報啓発に努めてまいります。

さらには、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAや、店舗、イベント等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、濃厚接触が疑われる方に対してメッセージが通知される県の新型コロナ安心お知らせシステムについても、市民に対し積極的な利活用を勧めながら、第3波による市民の感染や本市内での感染拡大防止に努めてまいります。

また、医療崩壊を起ささないためには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、クラスターの発生を未然に防ぐことが重要であり、この防疫への取組の中心となる県においては、現在、感染経路の調査や濃厚接触者の特定、PCR検査を幅広くかつ迅速に実施するなど、感染拡大の防止に取り組んでいるところです。

さらに、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行への対策として、11月から身近なかかりつけ医療機関で新型コロナウイルス感染症の受診相談や診療が受けられることになりました。

本市といたしましては、医療崩壊を防ぐ観点から、今後とも県や医師会との情報連携を密にし、市民や企業に対し感染拡大防止に向けた周知を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

[菅野紀生産業部長登壇]

○菅野紀生産業部長 私からは、2番の新型コロナウイルス感染拡大による雇用状況の変化への対応についてお答えいたします。

初めに、本市の雇用状況はどのようになっているかについてお答えいたします。

まず、全国の有効求人倍率につきまして、直近

3か月で見ますと、令和2年8月が1.04倍、9月が1.03倍、10月は1.04倍となっており、今年に入り現在まで低下傾向が続いております。

また、ハローワーク米沢管内の有効求人倍率につきましても、令和2年3月に0.96倍と1倍を切った以来、本市の雇用状況は依然として厳しい状況であります。

次に、解雇、雇い止めに関してですが、厚生労働省が令和2年2月から行っている集計によりますと、11月27日現在で山形県内の解雇等見込み労働者数は、既に解雇、雇い止めされた人を含めて503人となっております。

なお、ハローワーク米沢管内では、新型コロナウイルス感染症関連での雇い止めに関する相談件数は、6月が最多の56件でしたが、7月以降は減少しており、直近の11月は12件となっております。

次に、本市の対策はどのようになっているかのうち、雇用調整助成金の活用状況についてお答えいたします。

ハローワーク米沢によりますと、ハローワーク米沢管内における新型コロナウイルス感染症に関連した雇用調整助成金の申請状況は、令和2年11月20日現在で約700事業所が申請を行っております。管内の官公庁を除く雇用保険適用事業所は約2,500事業所ありますので、管内対象事業所の約28%の事業所が既に雇用調整助成金の申請を行っていることとなります。

小規模事業者が雇用調整助成金を活用しづらいのではないかと御指摘がありましたが、本市の雇用調整助成金申請代行補助事業費補助金を活用された事業所の4割は小規模事業者であります。また、自社で申請する場合でも、申請手続を大幅に簡略化するなど、国においても事業者が申請しやすいように配慮し、きめ細やかな対応が行われているところです。

本市では、自社で申請を予定している事業者に対しまして、5月に社会保険労務士を講師に迎え

申請手続のセミナー並びに個別相談会を実施し、多くの事業者に参加いただきましたが、6月以降は山形県におきまして雇用調整助成金活用事業者向けの相談窓口を設置し、常時電話相談を受け付けているほか、本市を会場に複数回相談会を開催し、直近では11月27日に個別相談会を行うなど、小規模事業者をはじめとした事業者が申請しやすい環境を整えております。

現在、国では雇用調整助成金に係る特例の期間を令和2年12月まで延長する措置がなされていますが、過日、さらに令和3年2月まで延長するとの発表があったところです。

このような状況を鑑み、本市では地域の小規模事業者、中小企業を支援するため、雇用調整助成金申請代行補助事業費補助金について、11月臨時会で増額補正予算を議決いただき、11月30日から申請受付を再開しております。

次に、新卒者の雇用状況はどのようになっているのかについてお答えいたします。

議員も山形大学工学部の状況について述べられましたが、文部科学省、厚生労働省の調査では、令和2年度大学等卒業予定者の就職内定率が10月1日現在で69.8%と前年同月と比較すると7ポイント下落するなど厳しい状況にあります。

一方では、令和2年度卒業予定者の高校生について、ハローワーク米沢管内では、令和2年10月末時点での県内への求職者数251人に対して、求人数は699人、求人倍率は2.78倍となり、昨年同月の3.03倍には届かないものの高水準を維持しております。

なお、10月末時点の管内高校生の県内就職内定率は75.3%と昨年同月の88.3%を下回っておりますが、今年度は高校生の就職活動の解禁が例年より1か月遅い10月のため、採用選考が遅れていることも影響しているものと思われま。

しかしながら、経済活動の先行きがまだまだ不透明であることから、本市では商工会議所等と連携し、米沢地域人材確保・定着促進事業を積極的

に展開し、地元高校生及び大学生の地域内就職の促進を図っております。今年度の主な事業としましては、職業体験のWAKU WAKU WORKを米沢中央高校、米沢商業高校、置賜農業高校で開催するとともに、地域の企業情報等を広く発信、提供するやまがた就職企業ナビ米沢の運営、米沢地域企業ガイドブックの配布等による様々な支援を行っております。また、3月には、山形大学工学部、米沢栄養大学及び米沢女子短期大学の3大学合同企業説明会の開催を予定しておりますので、これまで以上に各大学、高校と積極的な連携、協力を図りながら、地元大学生及び高校生の就職活動を支援してまいりたいと考えております。

また、全国のハローワークでは、大学生の就職活動を支援する専門の新卒応援ハローワークを開設し、現役の学生から卒業後おおむね3年以内の方を対象に専門の相談員が個別に支援する体制を整えておりますので、国や県が実施している就労支援制度と併せて積極的な活用について周知や啓発を図るとともに、県、ハローワーク及び商工会議所等と連携しながら就職支援に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） 答弁ありがとうございました。とりわけ人工呼吸器の数は、聞き取りのときは分からなかったんですが、把握していただきまして大変ありがとうございます。

それで、この人工呼吸器なんですが、安倍前総理が1万5,000台を確保するというようなお話があったんですが、この間、市立病院とか市内の台数は増えたという状況はあるんでしょうか、その点伺います。

○鳥海隆太議長 渡辺市立病院事務局長。

○渡辺勲孝市立病院事務局長 まず、市立病院のことについてお答えさせていただきます。

当院の人工呼吸器は、先ほどの健康福祉部長の

答弁のとおり14台ございますが、そのうち1台は、今年度補助金を活用して整備したものでございます。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） 1台増えたということで、人工呼吸器の場合、扱える人が必要だということで、なかなか台数が増えたからいいというものではないというふうにも理解しておりますが、ぜひ市民の皆さんが安心できる体制をつくっていただきたいと思っております。

それで、先ほど、村山地域に軽症者、無症状の方の施設があるというお話なんですけど、やはり置賜の中でも必要だと思うんですけども、その確保に向けて要請を行うべきだと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 今おっしゃられた宿泊施設につきましては、本市としても必要性については以前から認識しておまして、これまでの置賜保健所との協議の中でも議論をしてきたという経過がございます。

現在、県内で感染拡大の状況が見受けられますので、県においても置賜地域における宿泊型療養施設、こちらの確保についても検討していると聞き及んでおります。再度、置賜保健所を通して、無症状者等の受入れ宿泊施設の設置の要望、必要性を訴えてまいりたいと考えているところです。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） ぜひ、やはり市民の皆さんもそういったところが不安だと思いますので、確保を、強く要請をお願いしたいと思います。

それから、コロナウイルス感染症で市立病院はじめ医療機関が経営的にも非常に打撃を受けていると聞いていますし、何らかの支援を行う必要があると思うんですけど、当局のお考えと、あとその支援を国に再度強く求めるべきだと思うんですけど、その2点についてお伺いします。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 年度当初におきましては不足しておりましたマスク、そういったものの提供も行ってきたところでございますが、現在としては個々の医療機関への経済的な支援ということにつきましては、考えていないところでございます。

また、先ほども申し上げましたように、医療体制の確保という点におきましては、県と医師会と連携を密にして取り組んできておりますので、その中で市として何ができるのかということについては継続して検討してまいりたいと考えているところです。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 補足して、自治体病院に対する財政支援などにつきましては、これまでも市の重要事業要望の説明会をはじめ県の市長会の会議などを通じて国や県に強く要望しているところでありますけれども、今後も状況を踏まえながら必要な要望を行っていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） ぜひその点は強く申し上げたいと思っております。

そして、この間の国の動向を見ますと、地方がきちんと決めなさいよみたいな、地方自治体がGo Toトラベル、Eatについても地方自治体が決めてというような話がございます。

特措法を改正して権限を自治体に移譲するなり、交付金をしっかり増やすなり、独自の対策を地方自治体が打てるような、そういった仕組みにすべきだと思っています。少なくとも7兆円の予備費が余っていると言われておりますから、それをすぐ地方に回すような要請を米沢市としてもすべきだと思うんですけど、その点はいかがですか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 財政を所管する担当部長として申し上げたいと思っておりますが、第3波の感染が拡大しているところでございまして、現在、国にお

いても第3次補正などについても動きがあるようでございます。

ただ、感染防止と市民生活、それから経済対策をいかに効果的にできるかというのが大きな課題になっているわけでありまして、予備費をいかに活用するかについては、やはり国の判断になると思います。

ただし、今後、地方自治体、米沢市も含めてでありますけれども、さらなる予算が必要となった場合には、当然ながらそういったときには財源確保として国のほうに要請したいと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） 地方自治体としてもしっかりとした対策を取っていかねばならないと思いますし、対策を取るにはやはり予算が必要です。そのための予算をやはりきちんと国に求めていく、交付税を増やしてもらい、そういった措置が必要だと思っておりますので、その点強く要望します。

あと、小規模事業者の関係ですが、飲食業が多いわけですが、しっかりとした対策が取られていない面もあるのではないかとと思われるのですが、その点、新・生活様式対応支援事業補助金があったわけですが、それがなくなりましたけれども、そういった新たな対策のための費用を助成する制度というのはどのようにお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 新・生活様式対応支援事業補助金のほかに、春の外出自粛期間中に、事業継続に必要な固定費、衛生環境対策費の一部として給付を行ってきました緊急事業継続給付金なども活用していただいて、市民が安心して消費活動ができるような環境整備について支援を行ってきたところでございますけれども、今後、新たな助成制度について検討するに当たりましては、感染状況を注視しながら感染防止対策を徹底し、そし

て現在取り組んでいる様々な支援事業をしっかりと進めることで、国、県等の新たな経済対策等の情報収集に努めてまいりまして、今後とも効果的な支援策について検討、実施してまいりたいと思っております。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） びしゃもんプロジェクトだけではなくて、多くの飲食店に行き安心して飲み食いができるような状況になれば、それなりに人も回っていくと思いますので、ぜひその点はしっかりとした制度をつくっていただきたいと思っております。やはり人が行かなければなかなか飲食店は続いていかないわけですから、ぜひその点は要請したいと思っております。

次に、生活支援の関係ですが、今、年収200万円の人が5割減収するというふうな状況が出ていますけれども、年収が100万円になってしまう。そういった中で、独り世帯でこれ以下の額だったらこれだけの給付をしますといった定額給付みたいな制度が必要なのではないかと思うんです。生活保護に行ってしまうと生活保護で救えるわけですが、そこまで行かないけれども、その前で踏ん張っている方々が結構いらっしゃいます。そういった方々にしっかりとした支援をすべきだと思います。その点どのようにお考えでしょうか。

また、そういった踏ん張るために、生活困窮者支援制度がそれだというふうにおっしゃるんでしょうけれども、それ以外にきちんと、これぐらいの年収しかないんだったらこれぐらいおあげしますといった具体的な制度が必要だと思いますし、そういった制度を国に求めていくべきだと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 生活困窮者自立支援法、こちらの法が平成27年に施行されまして、その法に基づいて行える事業というのは、まさにおっしゃられた生活保護に至る前の段階で早期に相談

支援を行うことで困窮からの脱却を図るという  
ような、そういったことを目的としている事業で  
ございます。

このたびのコロナ禍におきまして、国ではこの  
事業の制度改正、そういったものをその都度実施  
しながらこの事態に対応しているという状況で  
ございます。よって、今後も何らかのそういった  
改正、拡大、そういったものがあるかどうかとい  
ことについては、国、県の動向を注視してまいり  
たいというようなことでございます。

なお、やはり生活が行き詰まるような困窮状態  
が長期にわたると見込まれている場合について  
は、やはり速やかに生活保護制度につないで、生  
活、住まい、医療、そういった不安を取り除いた  
上で生活再建に向けて歩んでいただければと考  
えておりますし、そのような支援をこちらとして  
もしてまいりたいと考えているところでござい  
ます。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） その踏ん張っている  
ところが一番大変なところで、そういった方々を、  
学校なんかでもそこら辺把握できるのかと思う  
んですけれども、ぜひそういった支援策で対応し  
ていただきたいと思えます。

それから、今度は学生の関係なんです、学費  
の関係でやめざるを得ない、そういった学生が増  
えていると言われておりますし、既にもう経済的理  
由で退学をした学生がいるんだという話も出て  
います。これから年明けにかけて増えていくので  
はないかと言われておりますし、そういった経済的  
に困窮する学生に対して支援が必要だと思え  
ますが、この点、当局はどのようにお考えでし  
ょうか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 本市では5月から8月  
にかけて大学等の学生に対して市単独で米を  
贈る事業を行いましたけれども、現在の本市にお  
ける感染状況を踏まえれば、追加の支援を緊急的

に行う段階ではないと考えております。

しかし、全国的な課題であると考えております  
ので、他の新型コロナウイルス感染症関連の事項  
と併せまして、国や県等に要望することを考えて  
いきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） 米沢市出身の学生もそ  
うですし、市内にいらっしゃる学生もやはりなか  
なか大変な部分はあると聞いていますし、そこは  
しっかりとした手だてをしていただきたいと思います。  
こうなってやめてしまったのでは元も子  
もないわけですから、そうならないための支援が  
必要だと思います。

最後に、これは話をしていなかったんですが、  
先ほど就職の関係で、山大等々の合同企業説明会  
というお話がございました。昨日、山大工学部と  
米沢工業会の懇談会がございまして、その中で合  
同企業説明会をリモートで行うというようなお  
話が出ております。そういったところで、面接も  
今リモートでやられていると聞いておりますし、  
そういった部分での学生に対する支援とか援助、  
そういったものが必要だと思うんですが、その点  
どのようにお考えですか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 今回、国の給付金制度に  
県のほうで4万円だったかりリモート関連とい  
うことで上乘せした経緯がございまして、そうい  
った企業説明会とか、就職に向けたオンライン活動  
とか、そういった部分に関しての支援は今のと  
ころないと考えておりますので、そういった部分も  
含めまして必要なかどうかを検討して、対応を  
大学側と協議していきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 小久保広信議員。

○1番（小久保広信議員） その点は、今本当にリ  
モートで面接するという状況だそうです。最終段  
階で、最後の最後の段階が人と人の対面の面接と  
いうお話ですので、そういった支援が必要だと思  
いますので、ぜひそこはきちんと検討していただ

きたいと思います。

この新型コロナウイルス感染症の状況ですけれども、やはり最悪の事態を想定した対策をぜひ打っていただきたいと思います。今のところ、本市では最近出ていませんけれども、いつパンデミックが起こるか分からない、そういった状況ですので、ぜひそういった点を要望して私からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 以上で1番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

~~~~~

午前11時04分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、今冬のインフルエンザ予防接種助成の取組状況について外3点、7番高橋壽議員。

〔7番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○7番（高橋 壽議員） 私の質問は4点です。

1点目は、インフルエンザ予防接種補助の取組状況について伺います。

さきの9月議会で、今年は新型コロナとインフルエンザが同時に発生した場合、発熱外来患者を受け入れる医療機関側と市民の側とのそれぞれの対処について速やかに検討し、体制を整える必要があることを指摘しました。

その際、医療体制の逼迫を避けるためにも、市民のインフルエンザによる発熱外来患者をできるだけ抑えるためにも、インフルエンザ予防接種の勧奨、そして接種しやすくする条件整備が必要であると指摘いたしました。

その後、国と感染症学会が勧める対象者のうち、定期接種で接種補助の対象となっている65歳以上の高齢者以外の何らかの疾病を持つ患者の

方々、そして妊婦については、県の補助で対応することになりまして、米沢市としては生後6か月から小学校2年生までの子供について国の臨時交付金2次補正を財源に補助することにし、そして10月から始まっています。

子供の接種補助については、私は小学校2年生までにとどめず、また今年度限りとせず、県内のほかの自治体で実施しているように18歳までの子供に、せめて米沢市としては取りあえず中学生まで実施に踏み出すよう9月議会で求めました。そこで、改めてお伺いしたいと思います。

（1）県内自治体の今年の冬のインフルエンザ予防接種補助の実施状況、対象者はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

（2）11月現在、米沢市が補助対象とした方々の接種状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

（3）要保護世帯、生活保護を受給している世帯の子供、そして準要保護の世帯の子供、この子供たちにはせめて米沢市は小学校3年生以上18歳までの子供にもインフルエンザ予防接種を受けられるように補助対象を拡大すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目の質問です。

米沢市は学園都市を掲げています。3つの大学と看護専門学校、学生の皆さん方はコロナ禍の中で今までにない二重、三重の困難に直面しています。

1つは学内で授業が受けられない学びの問題、サークル、あるいは友人などとのつながり、いわゆる学生生活の問題、そしてアルバイトがなくなったことなど、高額な授業料とその生活費の問題など様々な問題を抱えて、今米沢市で暮らしています。あるいはまた、米沢市から他県の大学で学生生活を送っている方もいらっしゃいます。

そうしたコロナ禍で苦しむ学生に対し、国は学生支援緊急給付金を用意いたしましたが、対象者の要件が厳しいことなどで、私学高等教育研究所

の調査では給付金を希望者全員が受けられたと回答した大学は19%にすぎません。支援を必要とする学生の多くが受けられなかったとなっています。

11月27日、4日前に、衆議院の文部科学委員会で、文部科学大臣は議員の質問に答える形で、9月に一旦終了した学生支援緊急給付金を12月に再追加配分すると述べました。ただし、過去に申請したが、その後の状況が変化し要件を満たした学生となっております。要件そのものを緩和するものではありません。申請の要件を緩和するなどの対応が急がれます。

大学自体の学生の支援策もいろいろ今取られています。例えば、私が見たところによりますと、弘前大学のホームページを見ましたところ、大学がクラウドファンディングをし、バイトがなくなり困窮する学生に100円で夕食を食べさせたい！100円夕食プロジェクトということで、多くの方々を協力を要請し、そして学食などで実施しています。

山形大学のホームページを見ました。11月17日から卒業生からの寄附などを財源にした山形大学学生生活支援給付金の受け取りが始まったと書いてありました。ただし、1人一律3,000円ということです。

大学独自の学生の支援、これはまだまだ少ないにしても始まっています。

9月、山形県は米5キログラムを困窮する学生に支援いたしました。11月にはJ A山形が県内大学の学生食堂に米を提供し、学生の皆さん方が食事を割引して食べられる、そういう取組で支援いたしました。そういうふうには、大学だけでなく、大学OBの皆さん方、あるいは全国の大学生を応援しようという皆さん方、そしてJ A山形ではお米を県内の大学に提供し支援するという取組をやっているわけです。

そこで、米沢市です。国の支援策が届かない学生に対して、米沢市は、先ほど答弁がありました

けれども、4月、5月に米5キログラムを贈りました。しかし、その後の取組としては大変薄いのではないかと思います。米沢市は支援が必要な学生のニーズをよくつかみ、支援策を検討、そして実施すべきではないでしょうか。困窮している学生を直接支援することが、私は結果として、学園都市を掲げる米沢市、全国から米沢市に送っている親御さんたちにとっても、米沢市が掲げる学園都市に名実ともに信頼を寄せることになると思っています。

そこで伺います。

(1) 市内学生の生活困窮など、新型コロナの影響をどう捉えているのか、お伺いしたいと思います。

(2) 学生の新型コロナの影響に対する国、県などの支援策はどのようなものがあり、学生の活用状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

そして(3) 米沢市の学生の支援策は今どうなっているのか、お伺いしたいと思います。

3点目の質問です。

コロナ禍の影響で、今後、国保税はじめ市税や介護保険料などの滞納とこれに伴う差押えが増えることを懸念しています。新聞報道では、今年度、介護保険料の滞納状況が今までになく多いということが報じられておりました。そこで、差押えについて、米沢市の見解と執行に関して質問いたします。

今般の自治体の差押えについては、4年前の2016年の12月議会でただしており、当局の答弁もいただきました。特に、預金口座に振り込まれた差押禁止債権の見解について質問したわけですが、2013年3月の鳥取地裁、そしてそれを受けた11月の広島高裁松江支部の控訴審での鳥取県の敗訴判決を紹介させていただき、また国税徴収法を制定したときの最高責任者は皆様方も御存じのとおり我妻榮東大教授、米沢市名誉市民です。我妻先生が、国税徴収法による納税職員に

与えられている権限あるいは強制力と裁量権についてということで、濫用の禁止と、そして徴収行政の正しい在り方、これを語っています。そのことも示して、米沢市の差押えについて質問いたしました。

それから4年がたちまして、改めて、その後様々な判決が出ました。特に前橋地裁、そして大阪地裁判決など、立て続けに判決が出ているわけです。その判決と、令和2年、今年の1月に国税庁が通達を出しましたが、それを踏まえて米沢市の差押えの見解は、2016年の見解とどう違ったのか、違ってないのか。そして、執行について、特に差押禁止債権の取扱いについてどういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

まず(1) 差押えの現況をお知らせください。

(2) 国税庁の差押えに関わる判決、最近の通達と米沢市の対応はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

最後に4点目の質問です。

コロナ禍で突然、小中学校の一斉休校が始まり、その子供たちの受入れに学童保育が大きな役割を強いられました。改めて学童保育が社会的なエッセンシャルワーク、そういう役割を担うということが国民の中に定着したのではないかと思います。

指導員の皆さん方を午前中から複数配置、そしてコロナ感染予防のための備品配備など、緊急に求められて、特に子供たちを密集させない、3密を避ける点で、私は様々な苦労があったと思っています。これに対しては、米沢市は、国の第1次補正の感染拡大防止対策に係る支援、そして第2次補正の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して支援したわけですが、第2次補正で感染症対応従事者慰労金交付事業、これは学童保育の支援員、職員が対象から外されました。

そこで、県は単独の予算で学童支援員、職員1人に対して5万円を給付することにし、米沢市もこれを活用し、支援いたしました。ただし、地方

創生臨時交付金を活用した山形市は、これとは別に1人5万円を支給し、寒河江市はこれも同じく1人3万円を支給し、米沢市との給付に差が出ています。

そして、6月19日、第1次補正に関して学童保育関係に関わる厚労省通知が出ました。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、当初は児童福祉施設、ここの支援には活用できないというような通知でありましたけれども、その後、支援員が様々な新型コロナウイルス対応で時間外勤務などでかかり増した経費についても、これは対応できるとなりまして、学童保育職員の人件費として活用できることが改めて明確になり、学童保育で人件費給付に活用する自治体も出てきています。一支援単位上限50万円の範囲であれば来年3月までに複数回の申請が可能となっています。国が全額補助するもので自治体の負担はありません。

米沢市のこの活用状況をお伺いし、そして米沢市の学童保育施設がまだ十分これを活用し切っていないとすれば、これは周知徹底し、活用していく必要があると思います。

間もなく小学校、中学校では冬休みが始まり、特に小学校では再び3月と同じように午前中から学童保育が始まります。子供たちはもちろんのこと、支援員の新型コロナウイルス感染を避けるためにも例年の冬休み、春休みとは違った対応が必要になってくると考えています。

そこでお伺いいたします。

(1) 米沢市内の学童保育が新型コロナウイルス感染予防で今要望している支援策は具体的にはどういうものがあるのか、お伺いしたいと思います。

(2) これに対し、国、県、そして米沢市が独自で行う支援策は何があるのか、お知らせいただきたいと思います。

以上4点について答弁を求めたいと思います。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

[安部道夫健康福祉部長登壇]

○安部道夫健康福祉部長 初めに、インフルエンザ予防接種の県内自治体の助成の実施状況についてお答えいたします。

今年には新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念される中、国はインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への接種の呼びかけを行っております。

このことを受け、山形県では、優先的接種対象者とされた65歳以上の高齢者及び妊婦への接種を促進するための費用助成を行うこととしました。

高齢者インフルエンザ予防接種は、定期接種として位置づけられておりますので、県内全自治体が予防接種を実施しておりますが、接種費用のうち自治体が負担する額は同一ではありません。今冬は県の助成を受け、多くの自治体はその分を上乗せ助成しており、本市ではこれまでの2,000円の助成に県の助成額1,000円を上乗せし3,000円の助成を行っております。

また、妊婦のインフルエンザ予防接種についても、県の助成を受けて、県内全自治体で助成を実施しておりますが、助成額は1,500円から3,000円と幅があります。本市では、高齢者と同額の3,000円の助成をしております。

さらに、子供のインフルエンザ予防接種については、13市のうち今年度助成を行っているのは11市となっております。助成対象とする年齢については、乳幼児期から未就学児までが1市、乳幼児期から小学2年生までが本市も含め2市、乳幼児期から中学3年生までが3市、高校3年生までが4市、中学3年生のみが1市となっております。助成額は1,500円から3,000円、助成回数は1回または2回となっております。

本市の助成額は、生後6か月から小学2年生までの子供に対し、1回につき2,000円を1人2回までとしております。

次に、接種状況についてお答えいたします。

現在把握できるのは10月末時点の状況となりますが、65歳以上の高齢者については対象者数約2万5,500人のうち約8,800人、約35%が接種を受けました。昨年は接種期間全体を通して接種率が47.3%でしたので、早いペースで接種が行われており、接種者数も増えると思込されているところです。

妊婦の方は、接種後に償還払いの申請が必要となり、申請手続後の助成となりますので、接種状況の把握はこれからとなります。対象者はおよそ300人と見込んでいるところです。

子供については、対象者約4,400人のうち約1,100人、約25%が1回目の接種を受けております。

なお、このたびの助成は来年1月末までの予防接種を対象としているところです。

次に、要保護世帯、準要保護世帯への小学3年生以上への費用助成についてお答えいたします。

今年度は、先ほど申し上げましたように、国においてはインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者へ接種の呼びかけを行っております。この呼びかけの対象者のうち、子供は日本感染症学会の提言を踏まえ乳幼児から小学2年生とされております。本市においては、この国の考えを受けまして、乳幼児から小学2年生までの子供を対象に、今年度限り費用助成することといたしました。このため現時点では国の方針以上に対象者を拡大する予定はありません。

次に、放課後児童クラブを含む保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応については、令和2年8月に山形県が策定した新型コロナウイルス感染症対応マニュアルに従って対応しております。

また、個々の様々な課題への対応については、保育施設から照会があった場合は、必要であれば関係機関に確認を取りながら指導、助言を行っております。冬休み期間や春休みなど小学校の長期休暇における放課後児童クラブの対応について

も同様となります。

県が策定した新型コロナウイルス感染症対応マニュアルでは、子供の健康状態の確認方法や手洗い方法、集団感染のリスクへの対応、また施設の消毒方法など詳しく示されています。

安全対策のため必要となる消毒液やマスクなどの消耗品、加湿器や空気清浄機などの備品の購入の御要望につきましては、一施設50万円の国の補助金を活用していただくこととなります。この補助金は7月の臨時会において議決いただいております。令和元年度の残額分と令和2年度分について、各施設から補助金の交付申請を受け、現在申請内容の審査を行っているところです。

このほか放課後児童クラブから新型コロナウイルス感染症防止のための施設整備について、新たに手洗い場の増設などで環境改善事業費補助金を活用したいとの要望があったことから、9月補正で対応したところです。

このように、放課後児童クラブでの感染防止対策を十分に図るとともに、クラブからの要望に対しては補助金を活用しながら適切に対応しているところです。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、2、市内在住の学生への新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援についてお答えいたします。

初めに、(1)の市内学生への影響についてですが、議員お述べのとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国的に大学を中心とした高等教育機関で対面授業を自粛する動きが拡大しまして、オンラインでの講義が一般的な状況となりました。

本市の各大学でも、前期の多くの授業がオンラインで行われましたが、米沢栄養大学、米沢女子短期大学では7月から、山形大学工学部でも10月の後期開始時からは、多くの授業が対面で行われ

るようになり、現時点では学生の皆さんも友人との交流やサークル活動なども含め、ある程度は本来の学生生活に戻ることができているものと思っております。

収入面では、アルバイトは県境をまたいだ移動自粛期間中など、思うように働くことができない時期もあったようですが、現在は求人状況も回復してきているようであります。しかし、大学からの聞き取り調査では、保護者の収入減などにより学費や生活費の工面が大変な学生もある程度はいるという状況のようでございます。そのような学生が学業の継続を諦めることがないよう、各大学でしっかりサポートしているとのことでございます。

次に、(2)の学生に対する支援策と活用状況についてお答えいたします。

国では、本年4月、授業料の減免と給付型奨学金の支給を併せて実施することで、経済的に困難な学生を支援する高等教育の修学支援新制度を開始しました。各大学の利用状況を聞き取りしましたところ、山形大学工学部では小白川キャンパスの1年生や修士課程などの学生も含めた3,526名中387名の学生が、米沢栄養大学、米沢女子短期大学では764名中120名の学生が、この制度による支援を受けているとのことあります。

また、5月からは、新型コロナウイルス感染症の影響で学生などが修学を諦めることなどがないう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の支給を行っております。この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に修学継続が困難となった学生に、住民税非課税世帯の場合は20万円を、それ以外の場合は10万円をそれぞれ支給するというものでございます。また、リモートで授業を受ける環境を整備する費用相当額としまして、これらの額に県が4万円を上乗せし、その合計額が支給されているところであります。各大学からの聞き取りでは、山形大学工学部では、先ほどと同じ3,526名中953名、27%の方、

米沢栄養大学、米沢女子短期大学では764名中129名、16.9%の学生が、この制度による支援を受けたとのこととあります。

次に、(3)の本市の支援策についてであります。議員が先ほど述べられましたとおり、県境をまたいだ移動の自粛が要請されまして、学生が学校やアルバイトにも行けない上に故郷への帰省すら控えざるを得ない状況でありましたゴールデンウイーク明けの5月7日から、実家への帰省を自粛する学生に対して置賜産米のはえぬき5キログラムを贈る支援を行ったところでございます。市内在住の学生だけでなく、県外の大学等に進学している地元出身の学生にも同様に5キログラムの米を贈ったところとあります。8月6日の締切りまでの間、市内在住で県外出身の学生1,628名と県外在住で本市出身の学生739名の合計2,367名に米を贈ったところとございます。当初、最大で4,300名程度の該当者がいると見込んでおりましたが、4月当初から対面での授業が開催されなかったため相当数の学生が既に実家に帰省していて、実家でオンライン等で授業を受けていたといった状況もあって、申請者数が少なかったようでございます。

追加の支援につきましては、現在の本市における感染状況を踏まえれば、支援を緊急的に行う段階ではないと考えております。なお、今後の感染状況について十分注視し、必要な対応を行ってまいります。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、3、今年度の市税、介護保険料などの滞納による差押えの状況についてお答えいたします。

まず、令和2年度の差押えの状況についてお答えいたします。

10月末日までの実績であります。市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険

料の差押件数は140件でありました。前年度、令和元年度10月末日までの差押件数は391件でありましたので、251件の減、率にして64%の減となりました。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し差押業務を差し控えたことが大きな要因であると考えております。

また、収納率についてであります。10月末日時点では現年度分で市税が58.22%、昨年度比0.06%の減、国民健康保険税は46.09%、昨年度比1.59%の増、介護保険料は50.35%で昨年度比0.31%の減、後期高齢者医療保険料は47.84%で昨年度比0.27%の増でありました。このように前年度と比較した場合、収納率に大きな差はなく、コロナ禍にあっても多くの納税者の方に自主納税に努めていただいたと認識しております。

次に、差押えに関わる国税庁通達への対応についてお答えいたします。

国税庁通達については、あくまでも国税を対象範囲としたものであり、直接地方自治体に送付されたものではありませんが、市税等の徴収については国税の例に倣うものもあることから、このたび米沢税務署に照会したところ、国税当局内の事務取扱上の指針として、次の連絡指示文書が出されていることを確認いたしました。文書につきましては、平成31年4月23日付、国税庁徴収課長補佐発の差押禁止債権等に関する留意事項（連絡）と令和2年1月31日付、国税庁徴収部長発の差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて（指示）であり、この2つの文書を合わせた概要を4点に分けて申し上げます。

1点目ですが、預貯金差押えに当たっては、預貯金債権の入出金状況を調査、把握すること。緊急の場合には事後に調査を行い、差押えが適切と認められない場合には差押解除すること。

2つ目としましては、預貯金口座への入金差押禁止債権等の振込のみである場合及び差押禁止債権以外の振込入金である場合であっても、実

質的に差押禁止債権等を差し押さえるものと同視され得るときには、差押え可能部分以外の部分については差押えを行わないこと。

3つ目といたしましては、実質的に給料等を差し押さえるものと同視され得る場合における当該預貯金債権の差押可能金額は、差押禁止額を控除して算出すること。

4つ目といたしましては、差押預貯金の取立ては、原則として差し押さえた日から10日間程度の間隔を置いた上で行うことなどを指示したものとなっております。

本市におきましては、従来、平成10年2月10日の最高裁判決で、差押禁止債権が預貯金口座に振り込まれた場合、一般債権である預金債権に転化し、その禁止債権としての属性は継承しないと判断されたことを根拠といたしまして、預貯金等の差押業務を進めてきたところでありますが、令和元年9月26日の大阪高裁判決で、給与等が預金債権になった場合であっても、法が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用を差押禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給与等を差し押さえたものと同視することができる場合には、差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当であると判断されたことを受けまして、令和元年12月から大阪高裁の判決に準拠した事務取扱に変更して差押えを行っているところでございます。

この現在の事務取扱を先ほどの国税庁の文書の概要に当てはめてみますと、1点目といたしましては、預貯金債権の差押えを執行する前には、必ず入出金状況の調査を実施しており、滞納者の生活の維持または事業の継続に与える支障が少ない財産であることなどについて留意しております。

2つ目といたしましては、預貯金口座への入金

も実質的に差押禁止債権等を差し押さえるものと同視され得るときには、差押えを差し控えております。

3点目といたしましては、実質的に給料等を差し押さえるものと同視され得る場合には、差押可能金額は差押禁止額を控除して算出しております。

4点目といたしましては、差押えを執行した後、滞納者が生活窮迫に陥ることが判明した場合に、一部返還の措置を行うことが可能となるよう、事後対応が可能な期間を7日程度置いているところであります。また、差押執行前にも差押予告等により相談の機会を設けるなど、私どもの知り得ない個別事情によって滞納者が生活窮迫に陥ることを回避するような配慮をしているところでございます。

以上のようなことから、先ほども申し上げましたとおり、既に大阪高裁判決の趣旨に沿った対応を行っているところでございまして、結果として、おおむね国税庁の文書内容に準拠した事務取扱となっているところでございます。

今後とも適正な事務執行に努めていきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） それでは、1回目の順序と違いますが、まず差押えについては、平成10年の最高裁判決の差押禁止債権が預金口座に入ればその属性が失われて一般的な預金とみなすという考えの下で、米沢市としてはいろいろ滞納者に対しては、慎重な扱いをしながらですが、そういう見解を持って徴税行政をやってきたわけです。それを今回は、大阪高裁判決が出たということもありますけれども、先んじて既にそういう考えを改めて、名実ともに慎重な扱いに変えてきたという、そういう中身の答弁だったと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 平成10年の最高裁判決におきましては、給料が銀行口座に振り込まれた場合には、給料の債権が消滅いたしまして、いわゆる銀行に対する預金債権になるという判断がございました。ただ、これにつきましては、先ほど議員お述べのとおり、後ほど、地裁・高裁で様々な判決が出ております。

今回、昨年の大阪高裁の判決を鑑みまして、このたびこのような取扱いにしたものでございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) 今年は差押えについては、コロナの影響ということもあって控えてきたということで、数は少ないという話でしたけれども、去年は先ほどの答弁でいいますと10月末で391件と400件近い差押えがあったわけです。この全てが、中身については、当然悪質な滞納者については国税徴収法に基づいて差押えするのは、それは当然の話でありますけれども、先ほど部長から答弁がありましたように、様々な御家庭の事情があって滞納せざるを得なかったという状況がある方も中にはいるということは推測されるわけです。そういう方々については、これまでの考え方、先ほどからありましたように、差押禁止債権、例えば年金など、あるいは給与などが預金通帳に入れば、その属性は失われて一般的な預金とみなすということで全額を差し押さえるなどという高裁判決を、ある意味つまみ食いして、都合のいいような解釈をして、それが独り歩きして全国の自治体でそういう解釈が広まったということがありまして、米沢市もそういう立場として、見解として取ってきたわけなので、それは今回改められたということなので、ぜひ慎重な対応を今後ともしていただきたいということを要望し、そして確認したいと思います。

次に、子供のインフルエンザの予防接種、生活保護世帯、それから準要保護世帯については、米

沢市は先頃、生後6か月から小学校2年生までということで、生活保護世帯についても小学校2年生までの補助だと。生活保護については全額費用を持つということでしたけれども、そういうことだったわけです。

これまで、先ほど13市中11市が今冬は子供に対して何らかのインフルエンザの補助を実施しているということでしたけれども、去年は13市のうち、いわゆる旧5市、そこがまずやっていない。あと、ほかの自治体はほとんどやっていて、県内35自治体ある中で28の自治体が実施していたわけです。そこから比べますと、非常にやっぱり今年は13市のうち11市がやっていて、やっていないのは2市だけということなので、非常にこの接種補助制度が広まったと思っているわけです。

ただし、先ほど状況説明がありましたように、中学校3年生までやっている自治体が3つあって、それから高校生までやっている自治体が4つ、合わせて7自治体、そして中学3年生のみやっている自治体、これは南陽市だと思いますけれども、これは1自治体で、合わせて8自治体は中学生まであるいは高校生までやっているわけです。そういう中で、米沢市が依然として小学校2年生までで区切っているということは、非常に格差といいますか、遅れている状況が明らかになったと思います。

そこで、当局答弁としては、先頃の小学校2年生までの考え方を変えるつもりはないとおっしゃっていますけれども、それはひとつ置いておいても、私が今回要求しているのは、生活保護世帯、それから準要保護世帯です。ここの子供たちに接種補助するということを、なぜやらないのかとても不思議でなりません。首をかしげるところです。やはりこれだけ、先ほどの前の質問者も、様々な今の経済状況など、それから独り親の御家庭などの状況を問いただして、大変状況は逼迫しているというようなおおむね答弁だったと思います。そういう中で、やはり生活保護世帯、準要保護世帯の

子供にインフルエンザの予防接種をやると、1人1回で大体4,000円、中学校以下の子供は2回やらなければ効果が出ないわけです。8,000円ですよ。2人いれば1万6,000円、それから3人子供がいれば2万4,000円という金額がかかるわけです。ここについてもやはり米沢市としては補助対象としないということなのでしょうか。もう一回答弁いただいていいですか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 予防接種助成の考え方ににつきましては、従前から御説明しておるかと思いますが、定期接種と任意接種、こちら2種類の接種があるということに関しましては、定期接種は自治体が主体となって実施すべき予防接種、そして任意接種については、やはり各個人の意向に基づいて接種するという予防接種でございます。その費用については、任意接種の場合については全額自己負担という原則となっておりますのでございます。本市としては、その原則どおりの運用をしているという考え方で助成を行っているということでございます。

今回の小学校2年生までの拡大につきましては、感染症学会の医学的見地に基づく優先接種者という形で決定したところでございますので、こちらそのような原則に基づいた形で特別に助成を行っているということでございますので、こちらの基本的な考え方については変更はないものでございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番(高橋 壽議員) だから、先ほどから申し上げているのは、米沢市としては任意接種だからという理屈でやらないということをおこれまで頑張ってきたわけです。ところが、今回はコロナのこともあって今年度に限って小学2年生までやるということになったわけですが、その任意接種は任意接種で、やるやらない、それは各御家庭の判断でよろしいですよ。ただし、その補助がある場合とない場合では、接種しやすい状況が

出てくるわけですよ。そこで一番接種しやすい状況にないところの世帯の方々というのが、生活保護世帯と準要保護世帯、そういう方々ではないかというふうに申し上げているわけです。任意接種の問題と、生活保護世帯の皆さん方に対する補助制度の在り方というか、対象を拡大するかどうかというのは、また一つ考え方を切り離して考えてもらってもいいと私は思うわけです。大変だと思いませんか、生活保護世帯の方々、それから準要保護世帯の方々。恐らく3人子供がいれば2万4,000円を出せなくて、任意接種で子供に受けさせたいという御家庭がありながら受けさせられないという世帯があることは容易に推察できませんか。そういう子供がどれだけいるのか調査していただいて、知らせていただきたいと思います。今日は無理でしょうけれども。

やはり一番大変なコロナ禍の状況にあって、その中でも大変な生活保護世帯の方々でしょう、これは。そこに手を差し伸べないという、そういう冷たい行政であっていいのでしょうか。もう一度改めて、今日の答弁はそういう答弁ですから、それは受け止めておきますけれども、ぜひまだ時間はありますので検討をお願いしたいと申し上げておきたいと思います。

次に、大学生への支援です。

いろいろ答弁がございましたけれども、結局米沢市としては、今緊急に学生に対して支援する、そういう緊急的な状況にはなっていないということで、支援策は考えていないということのようです。

それで、第1回目の質問でも御紹介いたしましたけれども、大学当局も支援を何らかの形でやっている。そして、山形県、それからJAも米を贈るなど、そういう取組が出てきているわけです。

それで、今全国でやっぱり学生の皆さん方が、まだまだアルバイトがないということで大変だと、それから親御さんのところでもコロナ禍で経済的に大変だということで仕送りが大変だと、高

い学費もあって非常に大変だということが、全国的になっているわけです。それで、国のほうでも27日に学生給付金の延長を、追加をやるという話になったわけですが、要件が厳しくて、果たしてどれだけの学生が追加支援を受けられるかどうか分からないという状況になっているわけです。

それで、今そういう状況の中で、各自治体の取組も始まっていますが、大学を抱えている地域の住民の皆さん方が、やっぱり地元の大学に通っている大学生というのは、ある意味自治体にとって大きな資源なわけです。いろんな資源。米沢市は山大工学部の学生が市内の企業に就職していただくように、これまでも言ってまいりましたし、実際に就職している方々もいらっしゃる。そして、大きな力を発揮している方々もいる。栄養大学、米沢女子短大しかりです。

それで、地域有志の方々が、まず高知から始まったと聞いておりますけれども、高知大学の学生を支援しようということで、フードバンクなり、そういう食料援助、物資援助などを始めていて、今全国で約1万人ぐらいの学生がその支援をいただいで非常に喜んでいてという状況があります。

米沢市でもこの間、何度か市民有志の方々が取り組んで来て、大変学生の皆さん方が助かったという御意見をいただいています。アンケートなどもいただいているわけですが、つい先頃、11月7日に実施した食料あるいは生活品の援助に集まって、大変助かったという学生の皆さん方のアンケートがありまして、例えばこういうことです。コロナで無職になったと。これは11月です。先ほどは、大体アルバイトの求人も回復していて今は緊急に学生を支援する状況ではないとおっしゃいましたけれども、11月の段階で、例えばこの学生は福島から来られている。私は改めて思ったんですけれども、山大工学部、それから女子短大などに全国から学生が来られています。この学

生は福島からですけれども、「コロナで無職になった方が多いと聞くので、独り親世帯や本当に困窮している人に助けになるような施策や経済支援を行ってほしい」という意見。それから、この方は岩手から来ている方です。「アルバイトが困難なので、給付金を継続的にいただきたい」。あるいは新潟県から来られている学生です。「アルバイトを希望しているが募集が少なく困っている」。あるいは、これは山形市から来られている学生です。「アルバイトのシフトに入れなかった」と。それから、これも福島から来ている学生。「アルバイトがなくて、ストレス。食費が足りない。アルバイトで稼いだお金を取り崩して食費に充てている」。そういう意見がたくさん出ているわけです。アンケートを持ってきましたけれども、これまで3回のアンケートの写しです。11月に入ってもこういう状況が米沢市内の3大学の学生から要望として出ているわけです。

ですから、先ほどの緊急に支援する状況ではないということでは私はないというふうに思っております。国は国で給付金を追加支援していただきたいし、対象の枠を、要件を広げてほしいわけですが、米沢市としても、そういった何らかの対応は必要だと思います。

先ほど答弁がありましたように5月に米を贈った皆さん方がいるわけです。そういう方々からアンケートを取るなりお話を聞くなりして、もう少し状況をつかんでほしいわけです。状況をつかむ手がないわけではなくて、もう既にやっているわけですから、贈ったということなので、そういう方々からもう一回アンケートを取って状況を把握する。そして、そういう学生の皆さん方は、米沢市は学園都市を掲げていて、大きな米沢市の財産だと思うんです。まさに活気がある、あるいは若い人がいるということ、それから米沢市は人口が減っていますけれども人口維持、あるいは先ほど申し上げましたように地元の様々な産業界にとっての大きな力。先生方を含めてです。米沢市

に貢献しているわけです。その貢献を何らかの形で返していくと。そして、そのことによって、米沢市に出してくださる全国の親御さんたちも、米沢市とはそういうところなんだと、米沢市に学生を送って本当によかったという思いが出てくるんだらうと私は思います。

そういう米沢市としての考えといますか、そういうことも含めて、私は今早急に米沢市内の大学生の支援に取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先日、山大の学生と少し話す機会がございまして、そのときもいろんな困っていることなんかも聞き取りをしたわけですが、やっぱり周りに困っている学生はいるという話はされておりました。そういった方にどう対応していったらいいのかということで話をし、やっぱり身近に相談できる場所である大学にしっかりその現状を伝えてもらうようお話をしました。

我々行政は、大学の事務局としっかりそういった連携ができる体制を取っておりますので、学生が一番身近に相談できる大学、そちらにしっかり現状を伝えていただいて、その意向を我々行政が受け取って、大学と一緒にどういった支援ができるのかということを考えていくのがいいのではないかと、学生とも話をしました。そういった取組について、今後もしっかりしていきたいとします。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） ぜひ学生の状況を十分把握していただいて、対応していただきたいとします。本当に学生は困っています、今。

それから、最後でありますけれども、学童保育の支援です。

先ほど、一施設50万円の臨時給付金を活用して様々な器具、備品を購入して対応してきたというお話がありましたけれども、それは国の第1次の

補正の事業だと思えます。

その後、先ほども壇上で申し上げましたけれども、山形市、寒河江市はそれとは別に市独自で1人5万円なり3万円を追加で支援しているという状況にあります。そして、感染症の包括支援事業、これについては7月の臨時会で議決したものではありません。それで備品を調達した学童保育施設についてはいいんですけども、さらに別の50万円は人件費にも使えるという中身になっておりますので、これは果たして全ての学童保育施設がこの事業内容を理解して使っているのかどうかというところは把握しておられますか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 申し訳ございません。人件費にも活用できるという補助金については、こちらのほうでは承知していないところでございます。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） 備品はきちんとそろえて、上限50万円ですからまだ余裕があるというところについては人件費に回すということで対応できるわけです。だから、各学童保育施設の状況は把握されていると思いますので、使い残しがないように、人件費にも使えますということを知らせていただいて、それで来年3月までの複数回の申請ですから、これまで備品関係で申請しても残額があれば人件費として追加申請できますので、その対応をぜひしていただきたいとします。いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

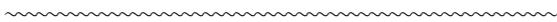
○安部道夫健康福祉部長 そういった保育施設の皆様とは順次様々な情報交換をさせていただいております。そういった中で、現状で様々な御要望があるということに関しましても、その都度集約という形で、対応できるか否かという検討も併せてしてまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 高橋壽議員。

○7番（高橋 壽議員） コロナ禍で米沢市も様々な経済対策などを取ってきましたけれども、やはり子供たちの今の状況に対して、ぜひもう少し手を差し伸べていただきたいというのが率直な感想です。インフルエンザにしても、学童保育にしても、学生にしても、やっぱり人にもう少し優しく対応できるような行政の運用をしていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○鳥海隆太議長 以上で7番高橋壽議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時04分 休 憩



午後 1時04分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほどの高橋壽議員の一般質問に対し、安部健康福祉部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 先ほどの高橋壽議員の児童福祉施設等に対します新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用につきまして、人件費への活用について可能かどうかという御質問に対しまして、不明瞭な御回答を申し上げたということでまずはおわびいたします。

確認いたしましたところ、かかり増し経費というようなことで、感染対策の徹底を図りながら事業を継続して実施していくために必要な経費という形で、このかかり増し経費という中に人件費の活用が可能だということでございますので、補完させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○鳥海隆太議長 次に進みます。

一つ、空き家対策の状況と今後について外2点、21番小島一議員。

〔21番小島 一議員登壇〕（拍手）

○21番（小島 一議員） 皆さん、こんにちは。明誠会の小島一です。

まずもって、本日はお寒い中、傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。

さて、今年も早いもので12月になってしまいました。振り返ってみれば、正月明けから中国武漢での新型コロナウイルス発生のニュースが流れるようになり、クルーズ船の集団感染、国内への感染と続き、この間、新型コロナウイルス関連の報道を目にしないう日がないというほど新型コロナウイルスの一年であったというふうに感じています。終息への兆しが見通せない状況下ではありますが、これまで同様一人一人の感染防止対策を徹底し、この冬を乗り越えていかなければならないと改めて思うところであります。

また、12月といえば忘年会シーズンでもございます。会食による新型コロナウイルス感染のリスクが叫ばれてはおりますが、個人的に思うところとして、お店側のほうは徹底した感染対策を講じていらっしゃると思います。にもかかわらず利用する側、いわゆるお客さん側に、言ってしまうと悪い意味での新型コロナウイルスに対する慣れのようなものが生じているためにリスクが高まっているのではないかと思うところもございます。飲食業をなされている方々は非常に苦しい状況下であることは変わっていません。ぜひ感染対策を講じた上で忘年会など長時間にならないように配慮しながら御利用していただけるようお願いするところでございます。

当局の皆様方も、ビシャモンマスク、びしゃもんプロジェクトのマスクをつけていらっしゃいますが、私もそれに賛同し、本日マスクをつけた中で質問をさせていただきたいと思っております。

私のこのたびの質問は3点でございます。

1つ目、空き家対策の状況と今後についてお問い合わせいたします。

平成30年3月に米沢市空家等対策計画が策定さ

れました。それまでの経緯を少し振り返れば、平成25年6月に米沢市家屋等の安全管理に関する条例が制定され、管理不全の空き家に対して指導や適正管理を呼びかけてきました。また、平成27年5月、空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたことにより、所有者の適切な管理の責務、市町村には空き家等に関する対策の実施と必要な措置を講じる責務が示され、空き家等がもたらす問題への総合的な対応が求められることになりました。

このような経過や当時の現状、将来展望などを踏まえ策定された対策計画も、策定から間もなく2年経過しようとしています。この間、市内の空き家の状況はどのようになっているのでしょうか、お知らせください。

また、現状を把握する上でどのような手法を取り入れているのか、併せてお知らせください。

次に、米沢市空き家・空き地バンクについてお伺いいたします。

米沢市内にある空き家、空き地の売却、または賃貸を希望する空き家、空き地所有者より申込みを受け、空き家、空き地を求めている方に米沢市ホームページなどで情報提供を行い、取引につなげる制度として運用されているわけですが、この間の利用状況はどのようになっているのでしょうか。実績としての登録状況や売買などの契約実績についてお知らせください。

空き家・空き地バンクの設置の目的は仲介によるところが大きいとは理解しますが、その心は市内の空き家、空き地の有効活用であり、管理不全物件の抑制であると理解しています。今後も人口減少に伴い、増加傾向になりつつある空き家を抑制するためには、中古物件を求める方にいかに情報提供し、入居してもらえるかが重要であると認識しています。そのような考えから、この空き家・空き地バンクをどのような方が利用し、また閲覧しているのか。必要な人に必要な情報を届けるターゲットマーケティングの手法を取り入れ

ていくことも今後の空き家対策には必要であると考えerわけでありますが、そこに向かうためのターゲット、つまり利用者、閲覧者の情報は取られているのでしょうか。また、その分析はなされているのでしょうか、お伺いいたします。

あわせて、事業に協力していただいている不動産業者や建設業者からの声を取り入れているのか、お知らせください。

さらに、新型コロナウイルス感染症に起因して移住を希望検討されている方が首都圏を中心に増えてきているという状況のようではありますが、市外からの移住者の問合せ状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、アパートやマンションなど、いわゆる集合住宅に関してお伺いいたします。

現状においては、市内の集合住宅で空き家となっている物件はほとんどないような状況に理解しておりますが、今後の数年間で見通せば、いわゆる空き家予備軍のような状況にある集合住宅は少なくないのではないのでしょうか。戸建てと違い、状況把握も難しいことは理解するところではありますが、いざ現実起きてからの対策では後手を踏んでしまうことは明白です。今のうちから状況の把握、想定される状況に対する対応策など、協定を締結されている宅建協会、不動産協会のアドバイスを取り入れ、予習段階でできる対応を検討、実施しておく必要があると思うわけですが、現況はどのようになっているかお知らせください。

2つ目の質問は、GIGAスクール構想に伴うタブレットの運用についてです。

令和3年度から全ての小中学生が1人1台の端末を使用することになります。これまで多くの議員がこのGIGAスクールに関して質問をされていますので、その目的や得るべき効果については省略し、具体的な運用、もっと言えば取扱いに関してお伺いいたします。

来年4月には子供たち一人一人にタブレットが

貸与され、授業において使用されていくことになると思います。現在、教育委員会による研修や連携協定を締結されたNECの支援などを受けながら、具体的な使用に関して教職員の方々へのレクなどが行われているのではないかと考察します。ぜひ子供たちの学びを広める、深めるツールとして、その効果を十分発揮できるよう準備に当たってもらえればと思うところであります。

一方で、貸与を受ける子供たちやその家庭に対しては、来年度から始まるタブレットを使用した授業等に関して、具体的な告知などは行われていないのが現状ではないでしょうか。実際、小学校に通う児童の保護者から、このGIGAスクール構想に伴うタブレット端末に関して、具体的な取扱いに関して様々な問合せをいただいていることから質問いたします。

まずは、タブレットの取扱いに関してですが、子供たちは毎日自宅へ持ち帰り、また学校へ持っていくというような使用方法になるのでしょうか。その際、物理的に破損したなどといった場合は、修理費用や代替品の購入に関してどのようになるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、実際の授業における使用方法に関してはどのようなやり方を想定しているのでしょうか。構想や目的はこれまで教育委員会からの説明で理解しているところではありますが、実際に子供たちがタブレットを用いてどのような授業風景の中で使用していくのか、正直見えてきません。想定している使用方法などがありましたらお知らせください。

また、どのぐらいの使用頻度を想定しているのか、現状で想定しているものがあれば併せてお答えください。

先ほど申し上げたように、各家庭に対して、タブレットの貸与に関してはほとんどお知らせがなされていないのが現状であると認識しています。来年度からの運用を考えれば、そろそろ周知していく必要があると考えるところであります

が、いつ頃をめどに各家庭に対してお知らせをしていく予定なのか、想定している内容についてお知らせください。

あわせて、保護者からは、いわゆる悪質サイトなどへのアクセスに対して不安の声も寄せられています。フィルタリングの設定など、子供たちを守る設定や構築はどのようになっているのか、お答えください。

大項目の3番目は、米澤上杉城下町マラソンについてであります。

昨年は台風の接近に伴い参加者の安全を考慮しての中止、今年度はコロナウイルス感染症防止の観点から開催の見送りと、状況を見ればやむなしというところではあります。2年連続で開催できなかったことは、来年度以降の実施に対して不安を禁じ得ません。これまでも開催に対しまして質問、要望等をさせていただいてきましたが、マラソン大会のような事業は続けることが大切な要素の一つであると考えます。連続開催がかなわなかったことから、来年度はより前のめりな取組が必要になってくるとの思いから質問させていただきます。

これまでも前年対比で参加者を増やしていくべく取り組んでこられたこととは思います。しかしながら、現状においては、なかなかその成果は見だせていません。今年開催予定だったオリンピックとパラリンピックは来年開催の予定となっていることから、運動に対する機運は今後ますます高まっていくものと期待しております。

そのような背景を持って、これまで以上に多くの人を巻き込んで事業実施に向け進んでいくことが必要であると考えられるわけではありますが、当局としてどのようなお考えなのかお知らせください。

例年、コース周辺地域を中心にスポーツ推進委員や各地区体協の方々にボランティアスタッフとして大会運営に御尽力いただいているわけではありますが、このことに関しても2年のブラ

ンクは非常に大変だと考えます。事業の効率化など、毎年継続して開催することでスタッフも動きなどを理解した上で行動するからこそ効率的になっていくものだと考えています。

そのような観点からすれば、継続できなかったことで、より現場に即した事前プレゼンなどが必要になってくるわけではありますが、これまでの大会運営を支えてくれたボランティアスタッフとの話合いの場などは持たれているのでしょうか、お伺いいたします。

以上であります。答弁に関しましては分かりやすくお答えいただくことをお願い申し上げ、壇上からの質問といたします。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

〔星野博之建設部長登壇〕

○星野博之建設部長 私からは、1の空き家対策の状況と今後についてお答えします。

本市の空き家対策としましては、平成30年3月に策定しました米沢市空家等対策計画に基づき、市民の安全、安心で良好な生活環境を確保すべく施策を推進しているところでございます。

初めに、本市の空き家の状況につきましては、平成24年度に空き家の全戸調査を各地区の御協力を得ながら初めて実施したところでございます。全戸調査は5年ごとに実施することとしており、直近では平成29年度に調査を行い、空き家の件数は1,186件でございました。

その後、通報による増加件数、建物の除却届による減少件数などを集計し、年度ごとに空き家件数を把握してございます。令和2年10月1日現在で1,129件となっている状況でございます。

次に、空き家状況の情報公開でございます。

個人財産の保護、犯罪の予防の観点から、一般には公開を行っていない状況でございますが、要望のある地区コミセンで、防犯や地域の安全確保を目的に利用する場合、地区の空き家の状況を掲載している地図を提供しているところでございます。

空き家の利活用を促進するために、民間事業者による空き家情報を提供することは、空き家利活用の促進のために非常に有効であると考えられ、現在では特定の空き家について、民間事業者からの相談があった場合は、市で空き家の所有者に連絡を取りまして、了承が得られれば両者の連絡調整を行っているところでございます。

続きまして、米沢市空き家・空き地バンクの状況についてお答えします。

空き家・空き地バンクにつきましては、平成30年11月1日に市のホームページへ掲載を開始しまして、現在登録物件数は19件。掲載以降、15件の物件の売買、賃貸契約が成立してございます。契約状況は、市内の方が12件、県内の方が2件、県外の方が1件となっているところでございます。

利用登録者133名の内訳でございますが、市内の方が94名、県内の方が17名、県外の方が22名であり、県外からの移住関係の利用登録者は全体の約17%を占めてございます。

次に、運用状況の分析でございますが、物件所有者、また利用登録者の双方とも様々な方に御利用いただいておりますが、バンク開設以来2年が経過し、双方の数は減少傾向にあると考えてございます。引き続き分析調査を行うとともに、利活用促進を図っていきたくと考えてございます。

また、利用登録者からの苦情や意見は特段頂戴はしておりませんが、バンク制度の運営に御協力いただいている宅建業者から、業務量が多いこと、仲介手数料が少ないことなどが負担になっているとの御意見をいただいているところでございますので、他市の状況を参考にしながら検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、空き家・空き地バンクによる購入物件に対しての改修支援事業費補助金と一般の住宅リフォーム総合支援事業費補助金との連携につきましては、それぞれの補助要件を満たせば併用も可能となっております。

続きまして、アパートや下宿、マンションなどの集合住宅の状況についてお答えします。

令和2年10月1日現在、集合住宅で入居者が存在しない空き家の件数は24件となっております。

現在、集合住宅において、入居者が少なく空き家になるおそれがある物件の情報収集体制は構築していないため、集合住宅の空き家予備軍の情報は把握できていない状況でございます。

今後、宅地建物取引業協会や全日本不動産協会等に御協力いただきながら、将来空き家になる可能性のある物件の家主への相談体制や情報共有体制が構築できないか協議してまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、初めに2のG I G A スクール構想に伴うタブレット端末の運用についてお答えいたします。

初めに、家庭と児童生徒へのタブレット端末の運用に関するお知らせについてお答えいたします。

これから1人1台の端末導入と活用によって、学習のデジタル化が進みます。情報端末活用機会の増加やデジタル教材の活用で学習方法に大きな変化があり、家庭と児童生徒に周知していく必要があります。新年度からの端末の運用開始を予定していますので、端末の活用と学習のデジタル化について、今年度中にお知らせしていきます。

今後、端末を持ち帰って学習することについても想定していますので、端末の持ち帰りに関する規定、家庭の協力体制のお願いについて検討しております。その際、通信環境が整備されていない家庭については、モバイルルーターの貸出しを行います。適切な通信容量と運用規定の検討を重ねており、新年度からの運用を目指しています。

次に、授業でのタブレット端末の活用について

お答えいたします。

導入初期は、児童生徒、教員ともに操作の不慣れや活動場面の理解不足が課題になるものと思われれます。平成30年に作成しました米沢市小学校情報活用能力育成の基本指導計画を参考にしながら、導入初年度の目標として、カメラ機能の活用、ドリル教材の活用、ウェブ会議システムの活用に取り組んでいきたいと考えております。端末は毎日活用し、授業の中でもできるだけ多く触れる機会をつくって、情報活用の利便性や必要性を実感させていけるよう準備してまいります。

授業等における具体的な活用ですが、カメラ機能は現在導入されているタブレット端末でも、体育の授業で自己の動きを客観視したり、理科の観察や実験を記録したりするために活用しております。1人1台の端末になることで、これまで以上に記録活動が容易になり、さらには写真データの共有によって学びの広まりと深まりが進みます。

ドリル教材は、授業終盤の学習のまとめに活用します。自動採点と解説ができるだけでなく、児童生徒も教員も学習履歴や正答状況を容易に確認することができます。また、個人のドリル取組状況の蓄積と分析によって、弱点克服に向けた問題が自動で提供されるようになりますので、個に応じた最適化された学習が行われます。

そして、ウェブ会議システムは、非常災害や感染症予防による臨時休業に備え、全員が活用できるようにしていきます。

次に、危険、有害サイトへのアクセスを防ぐフィルタリングについてお答えいたします。

学校内での端末利用だけでなく、端末を持ち帰って使用する際は、様々な環境からのインターネットアクセスが想定されます。そのため、どこからインターネットアクセスしてもフィルタリング可能なシステムを検討しています。フィルタリングによる見守り機能をつけることはもちろんですが、家庭と連携した情報モラル教育をさらに

推進してまいります。

次に、3、米澤上杉城下町マラソンについてお答えいたします。

議員お述べのとおり、令和元年度の米澤上杉城下町マラソンは、台風19号が接近したため参加者等の安全を考慮して開催直前に中止との判断をしたところであります。さらに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から見送りとしたため、2年連続で開催することができませんでしたが、令和3年度については、現在のところ今年度予定していた規模と同様の規模で開催したいと考えているところです。

大会の内容につきましては、従来のハーフから様々な距離等の区分によるマラソン部門に加え、ウォーキング部門を設けられないかなど、健康長寿に関連した種目の充実を図りながら、より多くの市民が気軽に参加できる大会としていきたいと考えており、様々な観点から検討しているところです。

また、今年度は昨年のマラソン大会にエントリーした方855名を対象としたアンケート調査を実施し、406名の方から回答をいただいております。現在、その結果を集約しているところでありますが、参加回数が3回以上の方が約25%で、約60%が次年度も参加したいと回答していただいております。毎年楽しみにして参加いただいていることがうかがえる結果となっております。

また、大会の参加目的では、全体では、マラソンが好きだからが45%で、次いで健康維持のためが37%となっており、こうした参加者の声を大事にしながら大会の内容を検討してまいりたいと思います。

また、多くの市民に沿道や地域ぐるみで応援していただけることで、楽しく参加できる雰囲気づくりに努め、参加者がこの米澤上杉城下町マラソンにまた参加したいと思っていただけるよう、参加者、市民、双方にとって身近で親しみのあるマラソン大会となるよう取り組んでまいりたいと

考えております。

米澤上杉城下町マラソンは、2年連続で開催できませんでしたが、令和元年度は開催直前の中止でありましたので、既に各地区の体育協会や体育振興会、交通安全協会等やスポーツ推進委員等の関係機関等の協力体制は整った状態でありました。

したがいまして、マラソンの協力体制の実質的な空白期間は1年間ではありますが、やはり協力体制への影響はあるものと認識しております。

マラソン大会の開催に係る様々な協力体制については、業務ごとにマニュアル化しているところではありますが、来年度の開催に当たりましては、今まで以上に準備期間を取りながら丁寧な説明等を行い、しっかりと協力体制を構築し、安全、安心な運営を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) それでは、るる御説明いただきましたので改めて御質問させていただきますと思います。

まず一番最初、空き家の状況を御説明いただきました。5年ごとに全戸の確認を取られているというふうなことの御紹介をいただいたわけですが、現在1,100件余りの空き家が市内には点在しているという状況。部長、これは率直に言って、現状この空き家の数は多いと思われるか、その点に関して感想で結構です。いかがですか。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 現状としましては、やっぱり多いと考えてございます。

ただ、主に住んでいる住宅、また非住宅、工場とか、アパートとかございますけれども、住宅に関しましては年々減っているということでございますが、非住宅につきましては多い年、少ない年というようなこともあるということで、多いと

思っております。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) 私も同じ思いです。市内約3万3,000世帯あると言われていの中で、1,000件を超える戸建てが、非住宅も含めてですけども、空き家となっているということは、やはり非常にまちの景観や安全等々を踏まえて考えても、何かしらの対策は今後とも取っていく必要性があると思うところがございます。

具体的にこれをどうしていくかということですが、今現状、宅建協会、不動産協会の方々と連携協定を結ばれて、様々な行動として取り組んでいらっしゃることは存じておりますけれども、そういった関係の中から空き家バンクの開設ということにつながってきているわけではあります、なかなか目に見えた減少というところには転じていないわけです。

そのほかにも、除却するための補助であったりとかということで、取組としてはされているものの、なかなか減っていかないという現状がある以上、私が思うには、やはり関係する方々、空き家に対する事業に対して関係する方の、マンパワーといいますか、パイをやっぴり広げていく必要性があるのではないかと考えるところがございますが、その点に関して部長の見解をお伺いします。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 議員おっしゃるとおり、数多くマンパワーをお借りしながら、やっぱり少しでも減らしていきたいという気持ちは同じでございます。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) さきに御紹介、御報告をいただきました吹屋敷町内会の取組なんていうのは、まさに全国的に見ても非常に先進事例になるかと思うわけです。町内会が協力しながら、町内にある危険家屋に対しての取組ということ、米沢市において非常に明るい兆しといたしますが、有効な取組だったのではないかと思いますし、

ああいった取組が市内全域にやっぴり広がっていくことが、管理不全物件の減少に転じていく一つの要素かと考えるところがございます。

一方で、管理できないような管理不全、要は倒壊のおそれがあるような物件にしていけないという取組が必要なわけです。言ってしまうと、優良、良質な物件のまま残していく。中古物件であろうとも、次に住む方々が代わる代わる入っていただくことによって住宅の寿命が延びていくということも考えられるわけでございます。

そういったことから考えれば、いわゆる建設業者の方々等々にも、もっともっと積極的に中古物件のリノベーション、リフォームという事業を使いつつ、さらには空き家のほうの事業にも参画してもらいながら、市内の住宅事情を今まで以上にいい形につなげていくということも必要であろうかと思いますが、建設業に携わっている方々の空き家に対する取組というものは、どのくらいの取組になっているか、その辺現状が分かればお知らせください。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 全体的にどのくらいのパーセントで建設業の方が携わっているという資料につきましては、詳しくは現在持ち合わせておりませんが、やっぱり建設業の方々のお力は必要不可欠と考えてございます。

今後、建設業者にどのような情報を提供できるか、検討してまいりたいと考えてございます。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) 不動産関係、建物取引業の方々は、やはりその仲介が主な仕事である以上、空き家の情報等々は様々持っていらっしゃるんだと思います。

一方、建設業界の方々は、どちらかといえば全体的な配置というものを理解するというのではなくて、お客さんとか、もしくは不動産業界の方々から情報提供を受けた物件に対してのみの対応ということになりますので、なかなか全体的

な把握ということにはつながっていないのが現状のようでございます。

そこら辺をもうちょっと広く、先ほど部長がおっしゃったようにマンパワーを広げていくという必要性を鑑みれば、そういった方々にもより広くやはり情報提供をしていく必要性があるかと思うわけでございますが、先ほど部長のほうから、各地区コミセンにおけるそれぞれの地域の空き家の状況をマッピングしたものはありますが、一般閲覧はなかなか難しい状況にあるという御答弁をいただいたところでございます。こういった各地区コミセンで持っているような情報を、例えば都市整備課建築住宅担当で一元集約をしながら、もちろん誰にでも閲覧できるというふうな形には——防犯上の観点からしても——ならないと思います。ただしかし、そういった建設業界、要は出どころ、自分自身の身分がきちんと証明され、なおかつどういったことに使うのかというふうな用途がちゃんと見えるような形で閲覧希望を出された方々には、ぜひそういった情報を開示して、市内の住宅状況の改善というものに努めていっていただく、このような流れも必要になってくるのではないかと思うわけでございますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 現在、空き家情報につきましては、都市整備課内の空き家地図情報システムを利用しながら一元管理を行っているところでございます。

情報公開につきましては、御提案がございましたけれども、県内の他市、山形市、鶴岡市、酒田市においても、本市と同様に所有者の意思確認を行った上で個別に対応しているということで、本市と同様の対応をしているということでございます。

今後、空き家対策を推進する上で、民間事業者への情報公開は効果があると思われまますので、どのような方法が適切なのか、今後検討してまいり

たいと考えてございます。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島一議員) ぜひ早急な検討をお願いしたいと思います。

年々やはり人口減少に伴いまして空き家の戸数は今後ますます増えていくことが、市当局のほうでも予想されておると認識しております。そういったことを鑑みれば、検討に何年もかけて、実際の現場ではなかなかやっぱり動いていないのが現状というふうなことになるように、そちらのほうは様々な知見をお持ちの方々がいらっしゃるでしょうから、そういった方々の意見を参考にしながら、先進事例だけにとらわれず、本市独自のやり方ということも手法としながら、ぜひ進めていただきたいとまずはお願いしたいと思います。

関連してきますけれども、空き家バンクの関連についてでございます。先ほど様々売買の件数や閲覧者、登録者の人数等々をいただきましたけれども、どういった方々がどのような目的で見ているかという、よりフィードバックがかけられるような情報管理というものにつながっているかどうかというところが、非常に疑問が残るわけでございますけれども、先ほど部長がおっしゃっていただいたのはあくまでも件数でございます。そのほか、どういった意図でどのような物件をどのような場所に求めているのか、なぜそういうふうな状況になっているのか等々、その背景に当たる部分の情報は取られているのか、改めてお伺いします。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 利用登録者の主な利用目的でございます。把握してございますけれども、市内の方におかれましては、ほとんどの方が住居、新築目的で土地を探している方。また、やっぱり狭いものですから雪捨て場も欲しい、また農機具置場等として使いたい、倉庫として使いたいというような御要望を持っているようでございます。

また、市外、県外の方でございますが、ほとんどの方が居住目的で登録していると把握してございます。理由としましては、自然豊かなところで暮らしたい、また温泉が気に入った、また米沢出身で退職後帰郷したいというような意図で利用登録している方がいらっしゃると思いますので、それに合ったような物件があるかどうか、その辺、今後注意しながら、表示のほうも気をつけながらやっていきたいと考えてございます。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) そのような形で分析がなされているということは、非常に明るい兆しが一点あると思いますので、そこら辺はぜひ今後とも進めていただきたいと思う一方、あくまでも空き家バンクに登録されている中での話でしかないわけですよね。やはりそこはバンクに登録していないような、いわゆる市場で流通が回っているような物件へのアクセスといった、逆にバンクのほうから市場流通に回っている物件への照会とか仲介ということまではつながっていないのが現状ではないかと。

要は、移住・定住を求めている方々、市外から米沢市への居住を求めている方々のポータルサイトとしては空き家・空き地バンクというものがあがりながら、より求めている居住空間であったり、条件であったりということまでは、空き家バンクだけではなかなかたどり着けないということも一方ではあるかと思いますが、そこら辺はまさに連携協定をしている業者の方々、協会の方々、双方のウィン・ウィンの関係といえますか、お互いが非常に納得できる、売る側も買う側も、ましてやそれを仲介する業者の方々も、きちんと納得ができるような売買契約等々が組まれた上で事業が展開されていくということも、今後の課題の一つとしてあるかと思いますが、その辺の今後の展開は、検討されている内容があれば教えてください。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 そのまでの検討は現在しておられないところでございますけれども、今、お話しのように、例えば空き家バンクだけではどうしても流通に乗らないものが載っているわけですが、例えばそのサイトに行った方が、もうちょっといい物件が欲しいとなれば、リンクできるような体制づくりができないかどうか、それが一番最初かと思っておりますので検討したいと思えます。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) ぜひよろしくお願いたします。

あと、3番目にお伺いしたいいわゆる集合住宅の件。空き家の件数が数値として出てきたのは非常にすばらしいと思います。やはりそこは業界団体の方々との様々な意見交換の中からこういった情報を集約されているんだろうと思いますので、ぜひそういったことは進めていただきたいと思えますのでよろしくお願いたします。

一方で、空き家予備軍と言われるような状況のところの把握がなかなか難しいとおっしゃられました。では、そこに対して、これからどういう手だてを打っていかなくてはいけないのか。先ほど壇上で申し上げましたが、予習段階の上でどこまでやっぱりそれを実践的に進めていけるかどうかを今のうちから構成していく必要があるかと思えます。大家さんに当たる方々、オーナーさんに当たる方々の多くの年齢層は、かなり高齢の方々が市内でも多くなっているのが現状だと思います。代送り等々ができるような物件であれば問題はないんでしょうけれども、1代限りというところも少なからずあるかと思えますので、そういった状況になる前に、意思の確認等々ができる今のうちに何らかの対策を講じて、事が起こってからではない状況把握と、それに対する対策の構築にぜひ努めていただきたいと思うわけでございますが、その点に関して改めて御答弁をお願いします。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 先ほどもお答えしたように、今現在そこまでの把握ができていない状況でございますので、家主様への相談体制また情報共有を、宅建業者また不動産業者とできるかどうか、検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) ぜひよろしくお願ひいたします。

まさに先ほど来言っていますように、連携協定というところ、やはり協定を結んでいるわけですから、そういった業界の方々の知見や情報というものをしっかりと生かしていく必要性があるかと思ひますし、もっと言えば、そういった方々に何かしら業務を委託するなんていう形も、今後検討の中には入ってくるのかもしれない。全てを行政当局側でやっていくというのは、それこそマンパワーの部分で言ったら到底追いつかないような状況も容易に予想できますので、そこら辺はうまく民間の力を使いながら、ぜひ本市の空き家対策というもの、集合住宅等々も含めた中で対策を今後進めていけるように連携を密にさせていただきたいと思ひております。

次に、GIGAスクールについてお伺ひしたいと思います。

壇上で申し上げましたが、来年4月から実際に稼働といいますか、使っていくということ想定されて、保護者の方々から、総合的な情報が開示されていない状況の中で、例えばSNSやうわさ話、またかいつまんだ井戸端会議ではないんでしょうが、そういった中から虫食いのような状態で情報が出回っていることによって、非常に不安を感じていらっしゃる保護者の方が多いように感じます。

だからこそ、教育委員会が主導するのか、各学校ごとにその情報提供に関しては任せるのか分かりませんが、しっかりと情報提供をいち早く

くしていくことが必要ではあろうと。要は虫食いの情報しか入っていないことによって、より不安が増幅するという状況に今あるのかと思ひますので、私自身もなかなか答えられなかったのです。そこら辺は聞いておきますねというふうな状況にとどめている状況ですから、ぜひそれはいち早く、今年度中にと先ほど教育長がおっしゃいましたけれども、情報の開示、情報の提供というものに対してはできる限り早くしていただきたいと思うところでございますが、改めて御答弁いただいでよろしいでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 ありがとうございます。様々なお声を教えていただいて感謝申し上げます。

我々としましては、先ほども教育長が申し上げたとおりではありますけれども、私たちが想定したのは、きちんとした形、ルールとか、使用の仕方について、ルールができた状態でお伝えすることがいいだろうと思ひておりましたけれども、今お話をお聞きする中で、何段階かに分けて、まずは全体的な様子をつかめるようなもの、そしてその後細かいものという形の出し方もあると思ひますので、検討させていただいて、出せる情報については早く出していきたく考えたところでございます。ありがとうございます。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) ぜひよろしくお願ひいたします。いたずらに事務事業を増やしてほしいということをお願いしているわけではございません。先ほど部長がおっしゃっていただいたように、ある程度のルールができた段階で、将来的に4月から実際に運用することを想定した上で、一定程度の情報開示というものが必要になってこようかと思ひますので、そこは出来上がったものと、出せる時期というところは、両論併記といひますか、その中でしっかりとしたものが各家庭にお届けできるような体制をいち早く構築して

いただければと思います。

そういった不安の声の中に、先ほど壇上で申し上げましたが、やはり特に小学校の低学年などは精密機械のようなタブレットを毎日家に持ち帰り、また毎日学校に持っていくという移動の段階での物損、万が一壊してしまったということに対して、保護者の方々は非常に不安を感じていらっしゃると思います。何万円もする機械を弁償しなければならないのかという声も実際にはあるところなんですけれども、その辺に関しては現状どのようにお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 そのような不安、親御さんたちもそうでしょうし、子供たちが一番使うものとして感じる場所ではないかと思っているところです。

まずは、そういった破損にならないような使用の仕方であるとか、ルールづくりということをやったり大切にしていかなければならない、そして子供たちへの指導も充実させていかなければならないと思っております。

しかしながら、故意でないとしても、過失等も含めて破損する場合が出てくることは想定しております。まずは、来年度につきましては、一般的なメーカーの保証等もありますので、それに該当する場合には、それに該当させて修理を進めると。そういったところに該当しない場合も当然ながら出てくると思っていますので、そういったところについては一般的な修理になろうというふうに思いますし、過失も含めた通常の使い方の中で破損等が発生した場合には、保護者の方に御負担をいただくというようなことは基本的にないものと捉えております。

しかしながら、本市においては恐らくないであろうと思っておりますけれども、故意に破損させてしまったなどというふうな場合については、別途検討する必要はあるかと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) 小さい子供たちがすることなので、故意なのか、遊びの延長なのかというふうなところは、非常に線引きは難しいかと思っておりますけれども、新たな取組として進めていくわけですから、一番はやっぱり子供たちがそれに触れることが楽しくなるような体制づくりというものをぜひ進めていただきたいと思います。

関連して、先ほど教育長からは、家に持ち帰ることを想定していると御答弁いただいたわけですが、来年の4月からすぐさま子供たち一人一人にタブレットが配付された状況から、毎日家に持ち帰り、毎日学校に持ってくるという体制で進めていくのか、その点改めて確認させてください。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 最終的には毎日持ち帰って家庭での学習等にも使用するということが望ましい形なのかと思っておりますけれども、年齢の違いもございまして、子供たちあるいは教員のスキルの違いもございまして、年度初めのスタートの時点からそういったことをするという事はなかなか難しい部分があるのではないかと。初めはやっぱり慣れること、触ったり、持ち運んだりすることに慣れるということから入って、さらには授業での活用であるとか、デジタル教材の充実等を進めていく中で、そういった望ましい姿に近づけていければと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) だとすると、年度当初は家に持ち帰りではなくて、学校へ置いて帰るということを想定されていると理解したわけですが、その場合、電子機器ですから充電が必要になってくるわけでございます。大きな学校ですと600名、600台とかを一気に充電しなくてはいけない状況も想定されるわけですが、その辺のいわゆるハード面の整備という部分は、現状

もう既に終わられているのでしょうか。その辺に  
関していかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 充電につきましては、充  
電と保管を両方兼ね備えた充電保管庫というも  
のを準備することにしておるところでございま  
す。充電保管庫の整備につきましては、今後行わ  
れる校内LANの整備事業の中で整備するとい  
うことですので、今現在はまだ入っていないとこ  
ろでございます。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) だとすると、冬休みな  
いは春休みなどを利用しながら、もしくは授業  
時間の中も想定しながらでしょうけれども、今年  
度内にLAN工事とともに、充電等々の教室も各  
学校ごとに造っていくということではよろしいで  
しょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 そのような形になるよう  
に現在進めているところでございます。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) 分かりました。スペー  
スが、それぞれの学校、今現状としてあるとい  
うことの上でのそういった検討結果だと思います  
ので、ぜひその辺のところは進めていただければ  
と思います。

あとは、やっぱり教える側の先生の状況です。  
年齢も様々違いますし、パソコン関連、電子機器  
関連に明るい先生もいれば、ちょっとやっぱり私  
なんかもそうですけれども不得意といいますが、  
あまりできれば触りたくないような方々もいら  
っしゃると思うわけですけれども、そこら辺の指  
導體制の構築という部分は現状どのようになっ  
ておりますか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 大きく2つあるかと思  
います。今までも各学校ではそういったICT機器  
の推進をする役割の教員がおりますので、そうい

った方を中心に校内で研修等を進めていただく  
というふうなことが一つ。

あと、やはり全ての教員、そして子供に行き渡  
るわけですので、一人一人の教員の研修を我々が  
責任を持ってという部分もあろうと思いますの  
で、教育委員会が主催してそれぞれの教員が研修  
する機会を受けられる、そんなものも開催したい  
ということで準備を進めているところでござい  
ます。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) やはり子供たちにか  
に機器を使わせるか、そしてその機器を使うこと  
によって、より深い広い学びを得ていけるかとい  
うことがやっぱり必要になってこようかと思  
いますので、先生方も恐らくこれからということ  
でしょうか、今の部長の答弁を聞けば、これからそ  
の対策として、るる研修会等々を開かれるとい  
うことになってこようかと思しますので、しっかり  
子供たちに教え込めるぐらいのところを、新型コ  
ロナウイルス感染の対応であったりとか、教育現  
場は非常に大変な状況だと思います。その中にお  
いてさらにそういったカリキュラムが増えるとな  
ってくると、先生方がさらに過重労働というこ  
とになっていきがちですので、そこら辺の配慮を  
しつつ、ぜひ進めていただきたいとまずは現状に  
おいては申し上げておきたいと思います。

あと、フィルタリングの関係、これも保護者の  
方々からやはり声が寄せられております。とりわ  
けニュース報道等をにぎわすのは、悪質ないわゆる  
出会い系サイトであったりとか、もしくは課金  
請求であったりとかというところが非常に大き  
なウエートを占めるわけですけれども、どこでも、  
どこからでもフィルタリングがかかるシステム  
の構築というものは、現状ある程度見通しが立っ  
ているという認識でよろしいですか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今現在、そのような形で、  
どこからアクセスしても必ずフィルタリングを

通るといふような道筋を通って外に出ていくということが構築できるということの見通しを持って進めているところでございます。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) では、ぜひそこら辺は、保護者の方々が一番ナーバスに感じていらっしゃる部分でございますので、先ほど御答弁いただいたお知らせの部分にも、その辺のところを安心して使えますという部分をしっかり明記した上で、お知らせを出していただきたいと思っております。

最後に、城下町マラソンに関してですけれども、ほぼほぼ私が求めているところを教育長から御答弁いただいたところでございますが、やはり中川市長が、健康長寿日本一ということを米沢市の大きな目標として掲げている中、この城下町マラソンが担うべき役割という部分も少なからずあるかと思っております。

ぜひ、先ほどウォーキングのカテゴリーを増やすとか、様々な多くの方に親しみを持って身近なマラソン大会として認識してもらえようような体制構築を検討していきたいという教育長からの答弁でございましたので、そこに向かってぜひ様々な方々のスポーツ推進や、各地区体協だけに限らず、健康長寿ということを観点にすれば、例えば庁内においても健康福祉部等々との連携であったりとか、またスポーツツーリズムという観点からすれば産業部等々との連携という部分も必要になってこようかと思っております。一事業で、教育委員会が主ということになるかとは思いますが、そういった中においても様々な方々との連携を持って、今年度同様と言わず、より開かれた、より多くの人々の笑顔が広がるような大会を構築していただきたいと願うところでございますが、その点について、部長いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 先ほど教育長からの答弁にもありましたように、今回取りましたアンケートでも、この大会のリピーターが非常に多く、大

変魅力を持って参加していただいているというところでございますので、そういったような方々に、次はもっともっとリピーターを増やしていきたいというところと、新たに参加していただけるような、今議員からもありましたように、多くの方が親しみを持って参加していただけるような大会にしていきたいと思っております。

そのためにも、御指摘がありましたように、教育委員会担当部局だけではなくて、様々な課、事業とも連携して取り組んでいきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 小島一議員。

○21番(小島 一議員) ぜひ、最後に市長、今のマラソンに関して、市長も毎年頑張っていて実際に走っていらっしゃるわけですが、来年度以降、健康長寿日本一ということを含めた中で、マラソン大会をどのような形で持っていきたいと思っておりますか、市長のお考えを最後にお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 なるべく多くの市民の皆様が参加しやすいマラソン大会にしていかなければならないと思っております。もう議員も御承知かもしれませんが、10月に行われましたオクトーバー・ラン&ウォーク、米沢市は参加者も含めまして全国大会で優勝しました。そういったことも考えてみれば、参加する意欲は持っておられるのではないかと考えておりますので、参加意欲をどのようにして喚起していくかということに努めてまいりたいと、このように思います。

○鳥海隆太議長 以上で21番小島一議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休 憩

~~~~~

## 午後 2時14分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変化にどう対応していくのか、17番中村圭介議員。

〔17番中村圭介議員登壇〕（拍手）

○17番（中村圭介議員） 一新会の中村でございます。

本日は大変お忙しい中、多くの方に傍聴いただきましてありがとうございます。といっても、多分今日は研修で市の職員の若手の方が来ていらっしゃるって伺っておりますけれども、実は今回の私の質問、これを私が思い描く形を成就するには、若手職員の皆さんの力も必要となってまいりますので、ぜひ日頃の仕事を振り返りながら私の質問を聞いていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回は、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変化にどう対応していくのかという大項目について伺ってまいります。

現在、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大が止まりません。国内においても感染者数の累計は15万人を超え、死亡者数も2,000人を超えております。11月に入り、第3波とも言える波が押し寄せ、右肩上がりに感染者数が増加し、本県においても感染者の拡大が止まりません。

また、経済への打撃も深刻です。個人消費が大きく落ち込み、特に飲食業や観光業、そしてサプライチェーン、いわゆる供給網を寸断された業種における企業の経営不振は深刻です。

とにかく今は、感染拡大防止に向けた取組と、市民、そして事業者に対する直接的な支援策に取り組んでいかなければなりません。一方でこの新型コロナウイルス感染症がもたらした急速な社会変化にも対応していかなければなりません。

そこで、今回は新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変化にどう対応していくのかと題しまして、3つの項目に絞って伺いたいと思います。

それでは、1項目め、行政の対応について伺います。

まず初めに、中川市長に伺います。

行政運営に対するこれまでの常識や経験が通用しなくなると言われている昨今、コロナ禍における今後の社会変化をどう予測し、対応していくのか。今後の行政運営の方向性や考え方について、総論で結構です、お答えください。

次に、行政における事務手続の簡略化や職員の働き方の在り方について伺います。

現在、官民ともにデジタル技術を駆使したオンライン化やリモート化に向けた動きが加速化しているのは皆様も御承知のとおりかと思えます。対面が大原則であった病院の初診についても、特例的、時限的にはなりますがオンライン診察が解禁されるなど、今まででは考えられなかった変化が起き始めております。

本市においてはどうでしょうか。マイナンバーによる電子申請や郵送対応なども行っておりますが、各種申請等の対応はいまだそのほとんどが窓口による対面対応であると認識しております。行政手続のオンライン化が進まなかった背景には、皮肉にも質の高い窓口対応があったからこそ、利用者や行政双方に、その必要性についての認識が醸成されなかったのかもしれない。

しかし、今はコロナ禍時代。市民や職員の感染リスク軽減のためにも市役所は変わらなければなりません。行かなくていい、また滞在時間の短い市役所を全庁挙げて目指していくことが求められております。全庁的な手続の簡略化やオンライン化、ワンストップ化のさらなる推進等についての必要性、認識について伺います。

また、職員の感染リスク軽減の観点から、民間企業でも取組が加速している働き方改革について、テレワークやリモートワーク、新たな会議シ

システムの導入など本市の考え方について伺います。

次に、小項目の2、産業の振興策について伺います。

昨今における企業を取り巻く環境ですが、急速な社会変化に伴う企業間競争の激化やデジタル化の普及、AI技術の発達、そして何より今回のコロナ禍に直面し将来への見通しが立たないという大変厳しい状況にあります。この変化に対応し、企業が変わっていかなくては、経営状況はますます悪化しかねません。特に現在は、外出自粛が求められる中、消費者も実店舗やリアルイベントからオンラインサービスへの移行が、今後も拡大する可能性が極めて高くなると予測されます。

また、大手広告代理店の調査によると、60歳以上のアクティブシニアの50%超の人がネットニュースの利用、25%の人がネットショッピングの利用が、今後も増える見込みであるとの調査結果もあるようです。

このように、地方の中小企業においてもビジネスのオンライン化は重要な課題であるということは明白であります。システム開発に携わる人材やノウハウ不足から、素早いシステム移行が難しい状況にあるようです。

このように、今、企業にはアフターコロナ時代のより明確な将来展望を描き、ビジネスモデルの転換やオンライン化、供給網、生産体制の見直しが進められております。

また、リスク回避の観点から、生産拠点の国内回帰への動きも加速化しております。

このような状況の中、本市としての産業振興策や企業誘致について、どのような認識であるのか伺いたいと思います。

最後に、3番目の移住・定住について伺います。

このたびのコロナ禍を機に、都市部から地方への移住に関心を持つ人が増えているようであり、内閣府の新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査に

よりますと、東京23区に住む20代の35.4%の方が地方移住に関心を持っているとの調査結果が公表されております。また、テレワーク経験者の地方移住に関する意識調査では、24.3%の方が関心を示す結果となっております。ちなみに、テレワークを導入していない通常勤務者の関心度は10%となっており、テレワークやリモートワークの導入が地方移住を意識させるきっかけとなっているということが読み取れます。

それらを裏づけるかのように、コロナ禍においても、移住者の受入れが好調な自治体の報道もよく耳にしますし、今後もその動きはしばらく続くものと予測されます。

働き方や暮らし方の価値観が変わった今、注目されている地方移住。職と住まいの融合、職住融合の視点を持った移住・定住施策に取り組むことが必要不可欠と考えます。

そこで伺います。

コロナ禍における移住・定住施策をどのように捉え、どう取り組んでいくのか、その見解をお知らせください。

以上、壇上からの質問といたします。

○鳥海隆太議長 中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 中村議員の御質問にお答えいたします。

私からは、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変化の対応について、私の考え、決意を申し上げたいと思います。

まず、何よりも大切なことは市民の命で、命を守るということであり、そのためには、市民の皆様が一番の予防策であります。小まめな手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保など、いわゆる新しい生活様式の実践を引き続きお願いしたいと思っております。

また一方、万が一感染した場合、医療の提供をはじめPCR検査などについても、県や医師会などと連携、協力しながら、市民の皆様が安心して

いただけるしっかりとした体制をつくっていき  
たいと考えております。

一方で、市内経済を回していくことも重要な課  
題であります。これまで本市では、市議会の御協  
力を得ながら、本定例会に提出している補正予算  
案を含め、第9弾までの経済対策に取り組んでま  
いりました。経済の下支えとして成果を上げてい  
るものと考えております。

引き続き、事業者の皆様には感染拡大予防ガイ  
ドラインの取組を徹底していただき、特に飲食業  
の皆様には、安心して飲食できる環境づくりを継  
続していただきたいと思います。今、民間の方々  
と連携したびしゃもんプロジェクトを、今後とも  
しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

行政の変革においては、アフターコロナを見据  
えた持続可能なまちづくりについて率先して取  
組んでまいります。既に取組を進めているもの  
もあり、具体的にはNECパーソナルコンピュー  
タとの連携協定に基づき、市の若手職員による米  
沢市ICT推進チームを設け、Society5.0実現に  
向けた具体的な事業のアイデアを練っておりま  
す。

また、デジタル化による情報発信の一つとして、  
米沢市動画課を発足いたしました。また、テレワ  
ークを使った移住の促進などについても、担当部  
署に指示し、推進を図っているところであります。

今後も職員のテレワークや電子申請なども含め、  
国のデジタル化の動向も見ながら、行政の変革に  
しっかりと対応していきたくと考えております。

以上、述べましたように、感染症対策、経済対  
策、行政の変革などを実施するためには、財源も  
確保しなければなりません。これまでも財政的な  
支援を市の重要事業要望の説明会をはじめ、県、  
市長会の会議などを通して国や県に要望してお  
りますが、今後もさらに強く働きかけてまいりま  
す。

市民の声を聴きながら、現況を適切に捉え、感

染症の防止と地域経済の回復、そして健全な財政  
運営、これらのバランスを取りながら、新型コロナ  
ウイルス感染症が浮き彫りにしたこれからの  
社会の在り方、持続可能な地域づくりに果敢に挑  
戦し、最善の手段を講じてまいりたい、このよう  
に考えております。

以上であります。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、新型コロナウイルス  
感染症がもたらした社会変化に伴った行政の  
対応についてお答えいたします。

まず、市民及び職員の新型コロナウイルスの感  
染リスク低減のための本市における取組であり  
ますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が  
進む中であっても、感染リスクの低減を図りなが  
ら、いかにして市民に対する行政サービスを持続  
することが可能であるか、その取組の必要性を認  
識しているところでございます。

その取組の一例といたしまして、市民課窓口業  
務においては、市役所へ足を運ばなくても最寄り  
のコンビニ等で住民票や印鑑登録証明などの各  
種証明書が取得できるコンビニ交付サービスの  
利用を推奨しており、本年3月にスタートしたコ  
ンビニ交付サービスは、11月末現在で1,400件を  
超える御利用をいただき、市民サービスの向上の  
ほか、窓口の混雑緩和策としても一定の効果があ  
ったものと考えているところでございます。

また、コンビニ交付サービスの利用に必要なマ  
イナンバーカードの普及促進に関しましては、市  
民課窓口申請に来られた方でも、必要書類が整  
っていれば本人限定受取郵便により御自宅でカ  
ードが受け取れる申請時来庁方式を今年度から  
開始しており、市役所への来庁が1回で済む点  
において、市民にとっても、職員にとっても有効な  
取組であると考えているところであります。

このほか、職員が市内事業所や地域団体に伺い、  
マイナンバーカードの申請受付、顔写真撮影を行

い、受け取りは本人限定受取郵便でカードが自宅に届くマイナンバーカード出張申請受付も実施しており、カードの申請から受け取りまで一度も市役所に足を運ぶことなくカードを受け取ることができる方法として好評をいただいているところでございます。

次に、新型コロナウイルスの感染リスク低減のための職員の働き方、仕事の在り方についてありますが、本市では緊急事態宣言の期間中において、4月23日から5月13日まで職員の時差出勤を実施したほか、一部部署においては執務場所の分散化を実施したところでございます。

また、今後、本市内において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合には、状況に応じて2交代による交代勤務を実施することとしていただいております。国が推進しているテレワークをはじめ執務室の分散化や交代勤務などにより、可能な限り新型コロナウイルスの感染リスク低減を図っていくことが重要であると認識しているところでございます。

テレワークにつきましては、パソコンなどの端末による在宅勤務の導入について検討を行ったところではありますが、勤務内容等の運用、情報セキュリティの確保、導入費用等を総合的に勘案した結果、現時点での導入は困難であると判断したところでございます。まずはペーパーレス化の推進や押印の廃止など行政事務の見直しに取り組み、さらには会議システムの検討のほか、今後のさらなる情報セキュリティの技術革新等を見据えながら、テレワークについては検討していきたいと考えているところでございます。

そのため、現状におきましては、庁舎内での感染拡大防止策としての交代勤務及び執務場所の分散化を基本とした対応により、可能な限り新型コロナウイルスの感染リスク低減を図っていききたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、(2)の産業の振興策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、サプライチェーンと呼ばれる、製品の原材料、部品調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの供給網が、国や地域を超えてグローバル化したことによる脆弱性が浮き彫りとなったことから、現在、世界規模で産業構造が変化してきており、国内におきましても供給網、生産体制等の見直しをはじめとしたビジネスモデルの転換が求められております。

特に、感染症リスク回避の観点から、工業製品の生産拠点だけでなく、商業、サービス関連分野においても国内回帰への動きが鮮明になっており、今後より一層加速していくことが予想されます。

国におきましても、緊急経済対策の一つとして、サプライチェーンの分断リスクの低減や非常時の円滑な供給体制の構築に向け、生産拠点の国内回帰を後押しする補助制度が設けられたところです。この補助制度には、採択件数をはるかに超える申請件数があり、企業の感染症リスク回避に向けた問題意識の高さがうかがえます。

このような新型コロナウイルス感染症がもたらす様々な社会変化に対応していくためには、従来の物事に対する考え方や見方に加え、新たな視点での対応や変革が必要になるものと考えております。

今後、本市におきましても、アフターコロナを見据えた新たな産業振興の取組がより一層重要になってくるものと認識しておりますので、この機をビジネスチャンスと捉え、それぞれの産業分野における新たな価値の創造につながる支援策について、国や県の動向を注視しながら積極的に検討してまいります。

また、企業誘致につきましては、現在、米沢八幡原中核工業団地及び米沢オフィス・アルカディ

アの2つの産業団地の分譲を中心に取り組んでいるところではありますが、近年、東北中央自動車道の開通などもあり、企業の立地が進み、両団地ともに分譲用地が限られてきており、企業の多様なニーズに対応することが困難な状況となっております。

今後、新型コロナウイルス感染症が収束し、経済が本格的に立ち直ることで、企業の設備投資意欲が高まり、生産拠点の国内回帰の動きがますます加速するものと予測されます。

そのようなことから、アフターコロナは企業誘致にとって好機と捉え、社会経済や企業の設備投資の動向を注視しながら、新たな産業用地の確保を含めた検討を進めるとともに、さらなる企業誘致に向けて積極的に取り組んでまいります。

さらに、農業分野におきましても、新型コロナウイルス感染症は外食や各種催物の自粛による需要の減少につながり、米沢牛や花卉の価格が下落するなどの影響を及ぼしました。

基幹作物である米につきましても、全国的な外食需要の減少により、今後は業務用米を中心に価格の下落が懸念されますが、一方で消費される食料の多くを輸入に頼っている我が国にとって、今回のような非常事態下にあっては、海外からの安定した輸入が継続できるのかという懸念から、食料の国内生産への関心や期待が高まるものと考えられます。

そのようなことから、本市におきましても、農業者の高齢化や担い手の不足という課題はありますが、地域内での農業生産力の強化を図るため、現行の取組を基本としながらも、農業後継者の円滑な経営継承への支援による経営体制の強化や、スマート農業の普及に向けた情報収集や課題の整理に取り組み、担い手の育成確保並びに生産基盤の強化に向けた施策を促進していかなければならないと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、(3)の移住・定住についてお答えいたします。

本市では、移住を検討している方々に対して、米沢の魅力をさらに知っていただき、定期的にお越しいただくことで地域の方々と交流を深め、移住・定住につなげられるよう積極的に情報発信を行っております。

具体的には、首都圏で開催される移住希望者向けの移住・定住イベントへの参加や、本市単独の米沢市ふるさと暮らしセミナーの開催を通して、米沢出身者や米沢に関心を持つ移住希望者と定期的に米沢暮らしの魅力について情報交換を行っております。

また、移住希望者が移住先を決定するに当たっては、地域住民とのつながりが重要なポイントとなることから、南原の関地区において1泊または2泊の民泊を行い、地域の方との交流を図るお試し暮らし体験事業などを実施し、米沢の人や自然、暮らしを知っていただいております。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルスの影響により、首都圏等での移住イベントやセミナーを通常どおり開催することが困難となったことから、新しい取組としてオンラインによる相談会、交流会を実施しております。具体的には、参加希望者の方にあらかじめ送付したレトルトの芋煮を同時に食べながらオンライン芋煮会を開催し、15名の参加者がございました。また、首都圏の移住促進イベントでは米沢暮らしを楽しんでいる移住者の方にオンライン参加してもらうなどの取組を実施しているところでございます。

テレワークやリモートワークに関しては、本市においてそれらを活用して移住された方はまだ少ないと思っておりますけれども、これまでの地方移住への課題として指摘されている働き先が少ないこと、あるいは賃金が安いといった課題の解決につながる可能性がありますので、例えば通信環境やコワーキングスペース、子育てサポート

など、テレワークを行う方のニーズをセミナーの参加者や移住者の方から聞き取りまして、適切に対応していく必要があるのではないかと考えております。

これからも、県、関係団体、地域企業などとさらに連携を深めながら、首都圏から新幹線で約2時間という立地を生かしまして、移住につなげる取組を推進していきたいと考えております。

また先日、市民を元気づけ地域を盛り上げようと花火大会を企画、開催された実行委員会の学生2名の方が市長に協力お礼の訪問をされました。その際、既に住所を移している学生がそのまま本市に定住した場合も移住者と同等の取扱いになればありがたいといった意見がございましたので、早速庁内の各部署で情報提供しまして改善の検討を行ったところでございます。

今後も移住促進とともに、学生の定住についても、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） それでは、引き続き質問席から伺いたいと思います。

今回の質問を通して、私が一番申し上げたいことというのは、やはりコロナ禍の対応が今までの常識や経験が通用しないんだということを、一番正直申し上げたかったです。答弁の中にもそういった言葉があったようですので、その辺の認識はあろうかと思えますけれども、そういった意味では大変ピンチでありますけれども、大きく変わる今は転換期でもありますし、変わればチャンスに変えることもできるという、そういう局面だと思っておりますので、何もしないではなくて、積極的に手を打っていただきたいということをまず申し上げて、質問に入っていきたいと思えます。

まず初めに、行かなくてもいい、滞在時間の短い市役所をつくるに当たって、これを掘り下げるに当たって、最初に市長に伺いたいと思うわけな

んですけれども、やっぱりこれは、私は、例えば先ほど窓口の話がありましたけれども、全ての課の取組だと思っております。オクトーバー・ランの話もありました。初代チャンピオンの。あれは市長がやはり健康長寿日本一だという旗を振ったからこそ、多くの職員も市民もついてきた結果だと思えます。庁舎も来年5月には新しくなります。それに向けて、来なくてもいい新しい市役所に生まれ変わるんだということの旗振り役をぜひ市長にさせていただきたいと思うわけですが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 新庁舎も大分形として見えてまいりました。この建設が始まる頃から、私は常々幹部職員に申し上げてきたことは、庁舎は新しくなっても職員の意識がそのままであれば、これは何ら市民の皆さんにとって、市庁舎ばかり新しくなるといふようなことであってはならない。時代が変わってきているし、今は、述べられましたように、本当に新型コロナウイルス感染症のことは社会のこれから、行政もそうでありますけれども、全ての人類がどのように歩んでいくかということ、新たな取組を提起していると――先ほども若干申し上げましたけれども、私はそう考えております。

でありますので、我々として、行政を預かる者として、市民の皆様にとって新しい庁舎も含めて、アフターコロナ、ウィズコロナということで、どのように職員が対応していくか、どのような社会が来るのか、きちっと予測をしながら、判断しながら取り組んでまいらなければならないということで、この考えの下にしっかりと取り組んでまいりたい、このように考えております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） 本当に力強い言葉をいただいたので、すごく心強い限りであります。今の言葉を踏まえた上で、もう少し掘り下げて具体的に聞いていきたいと思えますけれども、私が

述べた、行かなくてもいい、滞在時間の短い市役所というのは、感染リスクの分散、防止という観点もそうなんですけれども、当然市民が行かなくてもいいという利便性の向上もあります。

私をもっと大きいと思ったのは、今このコロナ禍において、職員の方は通常業務のほかにもコロナ対応ということで、業務量が間違いなく多くなっているのではないかと思います。そして、財政健全化の中で、職員というのは本当に質の高い業務が求められている中で、今本当に必要な仕事かどうかという分別をしながらやっていかないと回らなくなっていくのではないかとこの心配をしています。

ですので、単に窓口の簡略化も、それももちろんやっていただきたいわけですが、全ての業務において、今までの前例踏襲でやっていたような古いしきたりとか、そういったものがないのか、簡素化できないのか、そういったものも含めて全庁的に取り組んでいただきたいというのが今回の思いであります。その辺の認識というのは御理解いただいているかどうか、まず確認させていただきます。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 このたびはコロナ禍という大きないわば変化があるわけでございますけれども、これまでも社会情勢の変化に伴って変化しなければ成長はしてこなかったわけでございますので、当然議員お述べのと通りの認識しております。

今後、恐らくデジタル化は加速度をつけて早まるのだらうと思います。まずは、先ほども壇上から申し上げましたけれども、できることから、押印廃止ですとか、それからペーパーレス化などをまず進めていきながら、将来的には恐らく市町村においてもデジタル申請ですとか、あるいはテレワークなどもどんどん導入されていくだろうと思っております。それは一般的になるだろうと思っております。そのような将来を見据えて、全庁的な検討は必要だろうと認識しております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番(中村圭介議員) ぜひこれは全庁的な取組としていただきたいということを強く申し上げたいと思います。絶対、我々が知らないだけで、何でこんな風習が残っているのかと、本来の業務外に不必要な無駄な作業があったりするのではないかと考えるところです。

もう一つ言いたいのは、特に若手職員の方の意見を聞いてもらいたいということなんです。合理化が進まない一番の理由というのは、市役所が難しいのは、個人情報を取り扱うとか、そういった理由はあるかと思うんですけれども、調べてみると何が一番の要因かと結構キーワードが出てきて、昭和おじさんという話だそうです。分かりますか。昭和おじさんというのは、やっぱり責任感もあって、与えられた仕事をしっかりこなして今の社会経済をつくってこられたという自分の自負心もあるんでしょうけれども、いざ変わろうとすると、報告は対面でちゃんと報連相しろよと、テレワークじゃおまえらどうせさぼるだろうと、これやったら情報漏えいして危険だろうと、変革をそうやって妨げるんだそうです。要するに昭和おじさんが考えたら絶対変わらないと。

そうではなくて、現場で作業する職員が今どう思っているのか。こういうものを省けるのではないかという声をちゃんと聞かないと、どうせ無理だろうと変わる前から決めつけて、変わることをできないということも考えられますから、ぜひそういった現場で従事する職員の声を聞く。例えばワーキンググループをつくってみるとか、そういった形で全部の課において検討してもらいたい、そして業務をスリム化してもらいたい、無駄なものを省いてもらいたい、そう考えますけれども、どうでしょうか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 先ほども市長の答弁に入っておりますが、NECとの連携協定の中でICT推進チームというものを20代、30代の若手職

員20名で4グループをつくって、それにNECの職員にも入っていただいて、いろんなデジタル化の取組をやるものをまず素早くやっていこうということを考えております。

今年度、2回までやりまして、各人が持っているアイデアを前回の学習会で発表したというところまで聞いております。今年度中に、またアイデアをグループごとにまとめて、やるものからやっていきたいと思っておりますので、そういった対応で、全庁的な取組としてそういったものをしていきたいし、我々管理職、昭和おじさんも、しっかりそういったものに対応していきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番(中村圭介議員) 私が言うのは、何も全てオンライン化だけの話ではなくて、当たり前に行っている通常業務の中にでも改善点はあるのではないかと、例えばもしかするとですけれども、報告書を書くだけで相当時間を取られているとか、分からないですけれども、それを変えたらいいとか、そういう話があると思うので、オンライン化だけにとらわれるのではなくて、今の業務全体を見直した声を聞いていただいて、よりスリム化して、その残った時間に様々なコロナ禍の対応であったり、この社会変化に対応する業務に充てる時間としてほしいという思いでございますので、ぜひその視点を持っていただきたいということを申し上げたいと思います。

あと、テレワークについてでありますけれども、昨日も担当大臣から改めてテレワークの徹底ということでの要請が経済団体にあったようでございまして、それなりに応えていく方向性だというような報道等もありました。

検討の結果、導入は困難だと。これを考えたのが昭和おじさんじゃないことを私は期待するところでありますけれども、逆にメリットは考えられましたか。どんなメリットがあるのか。もし検討の段階で挙げられたメリットがあれば教えて

いただきたいと思います、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 今回につきましては、メリットという点におきましては、出勤をせずに在宅で勤務できますので、子育て世代ですとか、そういった職員についてのメリットはあるだろうと考えました。

今回は、費用面につきましては、やはりセキュリティの観点から、閉塞網回線のシステムの構築が必要だということで、ざっと1億円を超えるような費用がかかるということもありました。

さらには、今現在、どうしても紙ベースの事務をやっておりますので、事務決裁システムが入っていない中での導入はなかなか難しいというようなことで、今回見送った経過がございます。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番(中村圭介議員) 今メリットとしておっしゃっていただいたように、在宅ワークができるということは、これはすごく子育てをされている方であったり、例えばあとは業務の継続性は上がりますよね。万が一庁舎に来られなくても作業ができるというようなメリットはあろうかと思えます。

例えば、今報道で県内でも自治体職員に疑陽性が出た、実際に陽性が出たか分からないんですけども、庁舎が多分18名というから課丸ごと自宅待機になっているという報道もありました。これは万が一、全員が陽性者となって課が封鎖してしまったと。例えばそうなった場合に、軽症者であれば自宅で在宅ワークができるとかということも想定すれば有用と考えるわけですけども、そういうような庁舎内での、今後コロナじゃない感染症が発生した場合のリスク回避の考え方というのは、何かお持ちでしょうか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 今現在、市では業務継続計画を策定しておりまして、それに基づいて万が一職員が感染した場合には対応するような内容につ

いてはまとまっております。

さらには、職員感染時の対応フローなどもまとめておりますので、実際に感染した職員数ですとか、あるいは濃厚接触者の数によってもその対応が異なってまいります、まずはそのような計画を基本に対応を考えておるところでございます。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番(中村圭介議員) 一つ提案とすれば、有用性が分かるとすれば、一気に導入しようとするれば先ほど言った1億円がかかったりとかということがあるかもしれませんが、今年の4月に言われましたよね。人との接触7割削減、極力8割ということの要請を受けて、首都圏を中心にですけれども全部の企業にテレワークの要請が首相からあって、多くの地方自治体、市役所も、テレワーク導入に向けた動きが加速化したようです。やはり部長がおっしゃったように、一気に導入は困難だが、少しずつ、例えば10台なり、20台なり導入して、その有用性の実証実験を行っているという自治体が大分増えているようなんです。ですから、例えばそういう形で模索する。もしかすると今は導入が厳しいと言っていますけれども、時代がそれを許さなくて、大きな転換期が1年後、2年後に来るかもしれません。そのときに何の実績もなく変わるよりかは、やはり効果を検証するという意味で必要なのではないかと思いますけれども、その考えはいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 実は、総務省の外郭団体のJ-LISというところで、全国でテレワークのモデル事業に手を挙げてくださいというふうなことで募集しまして、米沢市でも応募したところ。先日、通知が来まして、米沢市としては6回線分だけテレワークの回線の確保ができましたので、今後それを使って実証実験をやりたいと思っております。それで状況を確認しながら、それを拡大するのかどうかということを検討していきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番(中村圭介議員) それはよかったです。ぜひそれをつなげていただきたいと思います。

聞くと、職員はパソコンに限られたパソコンでネットにアクセスして、非常に作業がしづらい。多分、もしかすれば、場合によってはちょっとした調べものは自分のスマートフォンで調べるという、IT化が多分市内で一番遅れているのが市役所ではないかと思うくらいの環境です。だから、もしかするとテレワークが普及することで業務効率が上がる、もしくはテレワークのような作業スタイルが浸透することで業務効率が上がるということも考えられるかと思っておりますので、そういったものも含めて職場環境の改善というところにぜひ努めていただきたいと思います。

それでは、続きまして、2番目の産業振興策に移りたいと思っております。

答弁を聞くと、私が壇上で述べたような思いは同じように持っていらっしゃると感じたところではありますけれども、やはり一番大事なのは、今社会が大きく変化しているということも多く企業の認識してもらうこと、変わることの必要性をまず認識してもらうことだと思うのです。ですので、支援より、まずその認識がないとどうにもならないと考えるものですから、ぜひ市内企業、農業者も含めてなんですが、その啓発というものも取り組んでいただきたいと思います。産業界部長いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 議員からお話があったように、私も、今企業等に求められるものは事業者の意識改革だと思っております。そのためには、我々が言うのもおこがましいんですけども、様々な手だてを整えて事業者の方に働きかけを行っていく必要があると考えております。

例えば、昨年度設立しました米沢ものづくり振興協議会がございまして、こちらは商工会議所や大学等と連携しまして、地域企業の人材育

成、事業創出と販路開拓のための支援を行っておりますけれども、こちらで新たなウィズコロナ、アフターコロナに向けて、BCPの策定やニューノーマルに対応した今後の企業間連携の在り方、受注獲得の方法等についてセミナーを開催するなどして、意識改革に向けたつながり、そういった意識の改革につなげていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） ぜひそれを具体的に実行できるものをつくっていただきたいと思いますが、部長もおっしゃいましたけれども、いわゆるサプライチェーン、供給網と私は言いますが、それが分断された今、例えば製造の強化とか、企業を強くするというよりはまた別な視点での支援というのが本当に極めて重要になってくるかと思えます。

観光振興計画が今回コロナ禍において少し策定が延びたという経過もありましたけれども、今度策定される第3期米沢市工業振興計画においても、コロナ禍における視点を十分に盛り込む必要があるのではないかというふうに考えるわけがありますけれども、この辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 もちろん第3期工業振興計画の中におきましても、アフターコロナ、ウィズコロナについてはしっかりと検討していかなければならないと考えております。

例えば、企業誘致の観点から申し上げますと、単に誘致するものではなくて、やはり今回いろいろとおいでいただいている中では、東北の自動車産業に向けて、立地として遠く関西にあるよりは、東北にあって、岩手、秋田、そういったところの工場との連携が結びやすいというようなお話もあって進出いただいたという事業所もごございますので、そういった取組を考慮しながら、工業振興計画の策定等々につなげていきたいと考えて

おります。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） 令和3年度からその振興計画が出来上がって実施していくということが理想ではありますけれども、やはりコロナ禍の視点が漏れてしまうということはいまよくないことだと思いますので、ぜひそこはしっかりと盛り込んでいただきたいと思えます。

あとは、先ほど、企業誘致とありましたけれども、残念というか、うれしい話なのか、団地もすぐ少なくなってきた中で、優先順位としては団地造成の是非を考える段階に入っている本市にとって、一つお願いしたいことは、企業誘致もそうなのですが、やはりサテライトオフィスの誘致ということもぜひ聴取していただきたいと思えます。大企業のほとんどが、今サテライトオフィスの整備を現行の倍以上にするということを明言されています。企業名は申し上げませんが、米沢市内においても、立地セミナーに参加しているような企業が、米沢市内のオフィス・アルカディアの施設内にサテライトオフィスを構えられております。聞いてみると、やはり本社から離れていても、例えば製造するとか、積算するとか、見積りをするなんていう業務は何ら支障がないというようなことをおっしゃっていました。ということは、もしかするとそういった意味でのサテライトオフィスを、リスク分散化の観点から、安く場所を確保できて人材を確保できるような場所への今後企業の需要が増えてくるということも十分予測されますので、ぜひ企業誘致とともに、サテライトオフィスの需要に関しても探っていただきたいと考えるわけですが、その点はいかがですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 今回、工業振興計画を策定するに当たりまして、多くの企業にアンケート調査を行っております。そういった中で、当然サテライトオフィスの需要もあると伺っておりますし、

そのような形でたくさんメニューを準備して、選んでいただけるような、そういった選択肢をつくる必要があると思っておりますので、それらも併せまして工業振興計画の中に織り込んでいければと考えております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番(中村圭介議員) サテライトオフィスの需要があるというのは、もう明白です。明白ですが、やはり個々の企業によってその要望する形というのが様々でありますから、あるのは分かっているけれども、米沢に適した企業というのはどうなのかというところの意向調査と営業を兼ねて行っていただきたいということを申し上げたいと思っておりますので、ぜひその視点を持って引き続き取り組んでいただければと思います。

それでは、最後の項目ですけれども、移住・定住についてということであります。これは皆さん御存じかどうかですが、報道等があったので皆さん御存じかと思っておりますけれども、今年7月から10月まで、総務省の発表ですけれども、東京では転出超過が進んでおるようです。要するに人口減少しておると。今年の10月で言えば、特に東京23区では4,500人ということで、相当数、今どんどん東京から人が離れているというような状況が続いておるようです。これは11月、12月と続くかは分かりませんが、この流れを見れば、いましばらく続くということは予測されます。

そして、それらを裏づけるかのように、東京近郊の例えば温泉地なんかは、バブル期以来と言われるような不動産バブルが起きていると。前年比の倍近い売上げであり、マンション、中古マンションの価格が2割、3割と値段も上がっているというような状況にあるようであります。言わなくとも何が起きているかということは御理解いただけるかと思いますが、間違いなくテレワーク、リモートワークというものが身近になったことで、やはり住む場所の考え方、働く場所というものの考え方が大きく変わったと私は推測してお

るところでございます。

その中で、やはり今後どのようにそういった人々を捉えていくのかということが私は大事だと思います。先ほどサテライトオフィスの話もしましたが、リモートワーク、テレワークを推進する自治体だよと、まずはその旗を上げなければいけないと思うんです。残念ながらやはりシェアの取り合いになるんです、今後間違いなく。そして早く標榜したほうが、やはり先進的な施策を受けて、強いというか、そうなると思いますので、ぜひそういったものにいち早く手を挙げて取り組んでいただきたいと思っております。

その中で、やはり先ほどあったオンラインの芋煮会をされたというのは非常にいい取組だと思います。ですけれども、一方で、先ほど言った近隣の特に静岡なんかをやっているんですけれども、オンラインの相談会なんかをやっているらしいんです、直接的な。そして、やはり移住者は住まうための経費が幾らだとか、職場環境がどうか、例えば自分の家族の働く場所があるのか、遊ぶ場所があるのか、様々な情報を求めているようであります。ですので、そういった方にもアプローチするためにも、オンライン相談もそうですし、今と違うアプローチの仕方というものもぜひ検討していただきたいと思うわけです。

例えば、もう一個言えば、空き家バンクがありますよね。空き家バンクを、例えば農地つきの僅か10万円で買える物件ですときれいなページをつくってPRする。この米沢市で、10万円で、農作業をしながら、本当に大自然の米沢に住んでみませんかとするだけで、全く物件が別物に見えてくると思うんです。そういった今の既存の課の連携も含めた新たな情報発信について、ぜひ検討いただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 様々な情報発信というのは大事だと思っております。

今まで去年まではイベントとかセミナーを首都

圏で開催していたものは、今オンラインに切り替えて実際やっていますけれども、やっぱり今度は本当に1対1の関係で相談会ができたとか、そういったこともテレワークだったらオンライン回線を使えばできるかとも思いますので、相手の自宅と米沢市役所を結んで相談会を開催したりとか、そういったことも今後考えていかなければいけないと思います。

あと、後段ありました農地つき10万円とか、そういったやっぱり目に留めてもらって米沢を知るきっかけになってもらうというのは非常に大事だと思いますので、ぜひそういった意味では、ホームページとか、そういう発信ツールについてもしっかり目に留まるような工夫をしていきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番(中村圭介議員) ぜひ庁舎をまたいで、まとめていただきたいと思います。例えば、農地につきましても、規制緩和になりまして、一般の方でも3条取引ができるということもあります。それも市民の方、不動産業者ももしかするとあまり認識していない業者も、いないとは思いますが、そういった通知をしながら、ものをそろえるということも一つのやり方だと思いますので、ぜひ各課だけではなくて横のつながりをしっかり持っていただきたいと思います。

最後に、これは観光分野になるのでしょうか。ワーケーションの推進もお願いしたいと思っております。これはワークとバケーションの造語になりますけれども、基本的にはバケーションがメインで、例えば3日間あればそのうち1日は仕事をするというような造語のようでございますけれども、相当これも取組が広がってきているということでもありますけれども、この取組について、本市の状況は今現在いかなもののでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 ワケーションが本格的に実践されたのは最近ということもありまして、認知

度は非常にまだまだ低いものだというふうに考えておまして、本市におけるワーケーションの取組はまだまだ進んでいない状況だと理解しております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番(中村圭介議員) このワーケーションの取組も、実は移住・定住につなげるきっかけになるかと考えております。テレワークがしやすい、そしてワーケーションの受入れも活発な自治体だとあれば、そういうテレワークする人にも優しいまちだと、もしかして勝手に勘違いしてもらえるかもしれません。逆に、その土壤が出来上がっていれば、間違いなくそういうまちであると言えるかと思えます。

ですので、ワーケーションの考え方、これは働き手がどういう要望を持っているかということをやちゃんと受け止めないと、単にうちはワーケーションで泊まっていいですよになってしまうんです。ですから、ぜひそういった意味で、市内の観光施設、宿泊施設者、事業者含めて、これは勉強会なのか、こういうふうにやっていきたいと思いますか、ぜひ音頭を取って機運を盛り上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 ワケーションにつきましては、施設設備及び魅力あるバケーションメニューが必要だと考えておまして、そのためには民間事業者の協力も必要だと考えております。第4期米沢市観光振興計画を策定する中で、様々な団体と協議する場もございますので、そういったところでしっかりとこれをテーマにして話していきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番(中村圭介議員) 数日前だったでしょうか、地元の新聞社の紙面の1面に、ワーケーションの施設を募集しますというチラシがあったんです。その特設サイトがあったので、準備中だったんですけれども、要はそういった施設を集めて、

新聞社が、こういう施設が県内にありますということ宣伝の目的に集めていらっしゃるようです。すごくすばらしい取組だと思いました。

けれども、先ほど申し上げたように、受け入れる側が、単にワーケーションに手を挙げますよというだけでは、何もワーケーションを希望する人たちに刺さってこないというところもありますから、やっぱり色を出すということが大事だと思います。

あと、経験するということが大事だと思います。観光課の職員、一回ワーケーションに行ってきたほうがいいんじゃないですか。部長、どうですか。これは絶対、職員が一回経験しないと分からないと思うんです。そして、実際に行ってみて、リフレッシュできたとか、新たな企画が生まれたとか、私は一回やるべきだと思う。やりもしないで、いいとこれは言えないと思いますけれども、どうですか。これはぜひ職員に体験してもらおうじゃないですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 ありがとうございます。百聞は一見にしかずで、経験が必要だというふうに思っておりますので、機会がありましたら頑張っ行ってもらいたいと思っております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番(中村圭介議員) 何というか、機会とか後からという、後からと化け物は出たことがないですから、ぜひ市長、今のこともありましたので、職員が持つ機会です。さっきのテレワークもそうですし、ワーケーションもそうです。サテライトオフィスもしかり。やっぱり現場を見ないと、その必要性を、それを推進する職員が理解しないと浸透していかないと思うんです、市民にも。テレワークしない市役所が、テレワークしましょう、金出しますでは、説得力もないですし、アドバイスができるかといえばそうでもないと思いますし、ぜひ職員の皆さんにも触れていただきたいと、それを旗振り役としてお願いしたいと思います

が、最後に市長の考えをお聞きして質問を終わりたいと思います。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 ただいま産業部長が申し上げましたとおり、百聞は一見にしかずと。全ての行政分野の仕事は、やっぱり現場を見ないとなかなか対応し切れないという部分があります。今はコロナ禍の中でどこまでできるかでありますけれども、私は少しでもそういった部分で可能であれば早速そういった職員の派遣について取り組んでまいりたいと、このように思っています。

○鳥海隆太議長 以上で17番中村圭介議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休 憩

午後 3時24分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ここであらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、避難所となる学校施設の防災機能強化の取組について、15番齋藤千恵子議員。

〔15番齋藤千恵子議員登壇〕(拍手)

○15番(齋藤千恵子議員) 皆様、こんにちは。一新会の齋藤千恵子です。

ただいまは時間の延長をお認めいただきましてありがとうございます。いましばらくお付き合い

のほどをよろしくお願いたします。

令和2年も残すところあと僅か。世界中を震撼させる重大危機に拡大した新型コロナウイルス感染症、その対策、対応、そして感染連鎖を抑えることに終始した一年でありました。新型コロナウイルス感染リスクが依然収まらず、感染症による厳しい状況が続いております。不安定な状況が続いておりますが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束と経済の力強い回復を願うばかりのところでは、早速質問に入らせていただきます。

今回の質問は、避難所となる学校施設の防災機能強化の取組についてです。

近年、大規模災害が相次ぐ中、災害時には避難所ともなる学校施設です。学校施設の果たすべき役割は、第一に児童生徒や先生方の安全を確保するという事は言うまでもありませんが、地域住民の命を守る地域の防災拠点であり、いわば最後のとりでとして避難所の役割を担っているのです。そのため、学校施設は避難生活や災害対応に必要な機能を備えておくことは待ったなしの課題なのです。加えて、今年は新型コロナウイルス感染症対策も強化する必要があり、これらを踏まえた設備、機能などの整備が急がれていることから、今回の質問は学校施設の防災機能強化のより一層の推進が喫緊の課題であるという趣旨で質問させていただきます。

小項目1つ目、防災機能整備の基本的な考え方と地域における学校施設の役割についてお尋ねいたします。

まず初めに、災害時、地域の避難所となる場合、学校設置者の防災機能の整備に当たっての基本的な考え方をお知らせください。さらに、学校施設の地域における役割を明確にして進めていくことが重要と考えます。学校は将来を担う子供たちの学習や生活の場であるとともに、地域住民にとっても身近な公共施設です。地域における役割をどう認識しているか、お尋ねいたします。

小項目2つ目、学校施設利用計画についてお尋ねいたします。

過去の大規模災害において、学校施設は避難所として地域住民を受け入れ、食料や生活用品などの必要物資を共有する拠点となるなど様々な役割を果たしてまいりました。その一方で、当然のことながら、当時は教育施設として設計され、避難所としての使用を考慮しては設計されていなかったため、多くの不具合や不便が生じたことが報道されました。こうした現況から、災害時、地域住民の円滑な誘導や必要となるスペースの配置などをあらかじめ設定しておくことはとても重要なことが分かります。本市は、これまでにこの重要な学校施設利用計画を既に策定しているのかどうかお尋ねいたします。策定済みの場合は、どのような内容なのか、また留意した点は何かお知らせください。まだ策定していない場合は、何か策定できない課題があるのかどうか、また今後についてもお知らせください。

小項目3つ目、避難所として必要な機能の確保、整備についてお伺いいたします。

過去の災害において、学校施設は避難所として被災者を受け入れたのみならず、地域住民に必要な情報を収集、発信するとともに、食料、生活用品の配布など様々な役割を果たしてまいりました。

しかし、一方では、避難所として求められる施設の耐震性やトイレ、水道、電気などライフラインの対策、さらには避難生活の環境を整えるなどの防災機能が必ずしも十分ではなかったため、避難生活に少なからず支障が生じていたことも事実のようです。これらの状況については、震災後、様々な方面からも指摘がなされ、国会においても避難所となる学校施設の防災機能について度々取り上げられてきました。

地域や学校の実態などを勘案しつつ、施設整備などのハード面における対策と備蓄の内容など、ソフト面での対策を組み合わせ、必要な機能の整

備を図ることが重要と考えます。ライフラインを本当に守れるのかどうか、本市の現況をお尋ねいたします。

次に、小項目4つ目、学校施設を利用した避難所の円滑な運営方法についてお尋ねいたします。

過去において、あらかじめ学校施設の避難所としての具体的な利用方法を計画していなかったところが多く、運営面における問題が生じたという反省に基づき、災害時の避難所運営を円滑に行うためには、防災担当部局が中心となり、学校設置者、学校、地域住民などとの間で協力関係を構築した上で、さらに十分な協議を行い、運営体制、運営方法、連絡や参集の体制、またボランティアの組織との連携方法などを具体的に定めた避難所運営マニュアルをしっかりと作成することの重要性も、災害に遭った各地で強く取り上げられております。

小項目5つ目、被災校における学校教育活動の早期再開に向けてお尋ねいたします。

各学校の学校施設利用計画において、学校機能の早期再開のために位置づけているものはどのようなことなのかお知らせください。

小項目6つ目、学校や地域における防災教育の取組についてお伺いいたします。

米沢市地域防災計画には、児童生徒における防災教育と教職員に対する防災教育が掲げられておりますが、現状をお知らせください。

また、災害発生時に学校を避難所として主体的に利用するのは地域住民であることから、実際に使用する地域住民が主体となって避難所運営マニュアルに基づいた避難所運営訓練などを継続して行ったり、学校施設利用計画で学校施設の防災機能を確認しておくことも大変有効であると考えますが、いかがでしょうか。こうした取組が、地域防災力の向上に必ずや役立つものと考えます。

最後に、小項目7つ目、避難所の利用を考慮した学校施設新設時の設計計画について質問いた

します。

本市は、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画に基づき準備を進めているわけですが、その新築の際、ぜひ考慮していただきたいことがあります。それは学校施設整備指針に基づき、学校施設としての機能性を考慮することもちろん優先しつつ、避難所としての利用なども考慮した設計や計画をぜひお考えいただきたいということです。

今まで、50年に一度と言われてきた災害が毎年のように起きております。しかも、今まで想定もしなかった場所に想定できなかったような規模で起き得る災害、いどこで起きてもおかしくない大災害。それに向けて、可能な限り対策を取って命を守る、このことを最重要政策として取り組んでいただきたいということを強く申し上げ、壇上からの質問とさせていただきます。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、(1)学校施設の防災機能の整備についてと、(3)避難所として必要な機能の確保のうち、避難所のバリアフリー化についてとWi-Fi機能について、(5)被災後における学校教育活動の早期再開に向けて、(7)学校の新設時の避難所機能を考慮した設計計画についてお答えいたします。

初めに、(1)と(7)学校施設における防災機能整備の基本的な考え方と、学校の新設時の避難所機能を考慮した設計計画についてお答えいたします。

文部科学省では、学校施設の整備に当たっての基本的な考え方を取りまとめた学校施設整備指針を小学校と中学校それぞれで定めていますので、各自治体ではこの整備指針に基づいて学校の施設整備計画を策定することとなっており、これまで本市においてもこの整備指針に基づいて学校施設を整備してまいりました。

この整備指針には、学校教育で必要な機能を果

たすための設備整備の考え方とともに、災害時に対する安全性の確保はもとより、災害時には地域の避難所としての役割を果たすことから、想定される避難者の数や起こり得る災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ防災担当部局との間で運営方法を含めたお互いの役割を明確化しながら、避難所として必要となる機能を要配慮者の利用も踏まえて計画することが重要である旨、記載されております。

本市でも多くの学校が避難所となっていることから、災害が発生した場合、災害から復旧するまでの間、地域住民の生活拠点として非常に重要な役割を果たす場所であると認識しております。

地震や風水害、大火災、雪害等の様々な災害が想定されますが、災害の状況やリスクに応じて最大限地域住民の安全を確保できるよう、学校の防災機能を整備しておく必要があるものと認識しております。

このため、学校が避難所として機能を果たすためには、まず施設が安全であることが大前提となることから、地震等の災害により重大な被害が及ばないように、これまでに耐震診断及び耐震補強工事や屋内運動場のつり天井等の落下防止対策、ギャラリー部分のガラス飛散防止対策等、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保等を図り、避難所となる学校施設の安全確保に努めてまいりました。

現在、全ての小中学校の耐震化補強工事は完了しており、主な避難所となる屋内運動場のつり天井落下防止対策工事についても、今年度実施する2校で終了することとなっております。

今後も、いざというときに避難所機能を十分に果たせるよう、学校の施設整備に努めていくとともに、今後の学校施設の整備に当たりまして、この整備指針に基づき、設計や計画の策定を行ってまいりたいと考えております。

次に、(3) 避難所として必要な機能の確保のうち、避難所のバリアフリー化についてとWi-

Fi機能の整備についてお答えいたします。

初めに、学校のバリアフリー化についてですが、近年整備しました上郷小学校と第四中学校では、出入口へのスロープや車椅子対応のエレベーターを設置するとともに、校舎内外を問わず動線部分における段差を全て解消しており、学校全体をバリアフリー化しております。

そのほかの学校については、半分程度の学校では、屋内運動場の出入口や昇降口にスロープを設置してバリアフリー化を図っておりますが、校舎内での段差が解消されていない箇所も多い状況であります。このため、こうした箇所につきましては、今後、現在策定しております学校長寿命化計画に基づいて施設整備を進めていく中でバリアフリー化を検討するとともに、避難所として開設された場合には仮設スロープを設置するなどの対応を検討してまいります。

次に、情報通信ネットワークの整備についてですが、現在、GIGAスクール構想に伴う校内情報通信ネットワークの整備を進めており、平常時は児童生徒が利用する機器を、避難所開設時には避難者の利用が可能となるように設定が変更できる仕様としておりますので、避難所になることが想定される学校の屋内運動場にはWi-Fi環境が整備できる見込みであります。

最後に、(5) 避難後における学校教育活動の早期再開についてお答えいたします。

大規模災害後に学校施設が長期的に避難所として使用されることが予想されます。そのような状況となった場合、児童生徒の学びの保障及び心の安定を保持するには、避難者が学校施設を使用しながらも、学校を早期に再開することが必要不可欠であると考えます。

そのためにも、現在各学校で策定作業を進めております学校避難所開設運営マニュアルには、避難者と児童生徒が交錯しないように立入制限区域を設置するなどのゾーニングの徹底、避難者と児童生徒の生活ルールの確認をすることなどの

内容を記載するように指導しているところであり  
ます。

学校再開に向けて、関係部局と学校、教育委員  
会とが連携を図りながら、円滑な教育活動の再開  
ができるよう進めてまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

〔森谷幸彦市民環境部長登壇〕

○森谷幸彦市民環境部長 私からは、(2)と(3)  
のうち、教育委員会及び上下水道部所管以外の御  
質問、そして(4)、(6)の御質問にお答えし  
たいと思います。

初めに、(2)学校施設利用計画の策定につい  
てであります。文部科学省は東日本大震災後に  
設置しました検討部会におきまして、避難所とな  
る学校施設の在り方について検討を行い、被害発  
生から避難所解消までのプロセスを踏まえ、避難  
所として必要な機能を確保するとともに、学校施  
設利用計画を策定しておくことが重要とする報  
告書を取りまとめ、平成26年3月に災害に強い学  
校施設の在り方について～津波対策及び避難所  
としての防災機能の強化～という文書により、各  
都道府県を通じ、市区町村教育委員会に通知し  
ております。これにより、市区町村は、避難所とな  
る学校施設に避難してきた地域住民の円滑な誘  
導や学校施設の効果的な活用のため、災害時に校  
舎、屋内運動場、校庭等をどのように利用するか  
を定めた学校施設利用計画の策定に努めること  
を求められました。

本市では、本年7月に米沢市避難所開設運営マ  
ニュアルを策定しましたが、その後に実施いたし  
ました行政担当者と学校教職員、防災担当者の3  
者による避難所開設の打合せにおきまして、避難  
所開設時の連絡体制及び開錠の方法、備蓄品、そ  
して学校から借用する物品の確認のほか、万が一  
避難者を体育館に収容し切れない状況になった  
場合の対応として、普通教室や特別教室等の開放  
箇所や開放順位を確認しており、これを打合せ記

録として残しているほか、各学校で作成しており  
ます避難所マニュアルを学校施設利用計画とし  
て位置づけているところがございます。

自然災害の発生による避難所の開設運営に当た  
っては、平時から、避難所運営に携わる関係者が  
連携し、避難所運営について考え、取り組むこと  
が重要でありますので、学校との避難所開設の打  
合せを毎年度繰り返し実施し、担当者が替わって  
も適切な対応ができるよう努めてまいります。

次に(3)避難所として必要な機能の確保と整  
備についてであります。私からは避難所に必要  
な機能としてのライフラインの確保及び避難所  
の生活環境に関しましての質問にお答えしたい  
と思います。

停電時の電源確保、トイレ対策、そして避難所  
の暑さ寒さ対策について、本市の現状を御説明し  
たいと思います。

まず、停電時の電源確保についてであります。本  
市は小中学校及びコミュニティセンターにイン  
バーター発電機を配備しているほか、災害時応  
援協定に基づきまして、電源車両を避難所など防  
災拠点となる重要な施設に派遣要請することで、  
停電時の電源を確保することとしております。

次に、トイレ対策についてであります。災害  
発生時におきましては、多くの人と共に生活する  
場となる避難所には、災害時を想定したトイレ整  
備が求められます。災害用トイレの種類には、主  
にレンタル業者から借用する仮設トイレ、施設内  
の下水道管路にあるマンホール上に簡易的な洋  
式便器とテント等を設置するマンホールトイレ、  
既存の便器に袋をかぶせて凝固剤を使用する簡  
易トイレの3種類が一般的であります。

このうち、建設現場やイベント会場でよく見か  
ける仮設トイレにつきましては、過去の災害では  
避難所に行き渡るのに8日以上かかった事例が  
報告されており、被災後すぐの対応は難しいと言  
われていることから、現在、レンタル業者と協定  
締結に向けて調整中であります。

次に、マンホールトイレについてであります、避難所敷地内にマンホールトイレを設置する場合は、専用の立ち上がり管や排水管、送水設備等の整備が必要となるほか、その水源の確保も必要となります。そのため、本市の指定避難所の敷地内にはそのような設備が整備されていないことから、現在、マンホールトイレは設置できない状況ですので、今後建て替えが行われる学校施設等に整備できないか検討してまいりたいと思います。

次に、簡易トイレですが、本市には小中学校及びコミュニティセンターの防災資機材倉庫に100回分を111箱、200回分を212箱で、延べ5万3,500回分の備蓄をしており、今後も定期的に更新をしながら備蓄を進めてまいりたいと思います。

次に、避難所の暑さ、そして寒さの対策についてであります、本市避難所における暑さ対策としましては、今年度、新型コロナウイルス感染症対策として配備した工業用扇風機や普通教室に設置されたエアコン等を活用するとともに、寒冷時においては停電時でも使用できる反射式石油ストーブを152台保有しているほか、学校施設にある業務用石油ストーブ等を借用することとしており、これらを活用することで避難所における最低限の暑さ寒さ対策に努めてまいりたいと思います。

続いて、(4) 学校施設を利用した避難所の円滑な運営方法についてであります、国は東日本大震災などを教訓に、避難所の運営は住民が主体となるのが望ましいとするガイドラインをまとめておりますが、その仕組みが整っていない自治体も少なくないのが現状であります。

災害の被害が大きくなるほど、自治体の職員は災害対応の膨大な業務に追われ、また職員自身が被災してしまうこともあり、避難所運営に携わることが困難になることも考えられますので、地域住民の方が主体となった避難所の開設、運営を行うことが重要になってまいります。

現在、各地域から要請される防災の出前講座を通じて避難所の開設及び運営に当たっての地域住民の役割も説明させていただいておりますが、今後は地域住民向けの避難所開設運営マニュアル等も整備しながら、市ホームページなどで周知に努めていくとともに、今後実施していく避難所開設運営訓練におきましても、本市の職員と避難所の施設職員に加え、地域住民の方々にも参加していただくことで、避難所開設運営マニュアルを基に避難所開設からの流れやそれぞれの役割分担などについても十分に把握していただきたいと考えており、可能な地区から順次実施することでマニュアルの周知と避難所での住民参加を促進し、円滑な避難所運営につなげてまいります。

次に、(6) 学校や地域における防災教育の取組についてであります、東日本大震災では多くの犠牲者が出た学校があった一方で、日頃から熱心に地震と津波に備えた教育を行ってきた中学校で、1人の犠牲者も出さず、さらに周辺の小学校の児童や住民にまで避難を呼びかけ命を救った、いわゆる釜石の奇跡が、防災教育の重要性と有効性を裏づけることとなりました。

本市は、今年度、第四中学校と窪田小学校における防災学習に出前講座という形で関わっており、災害発生のおそれのある場合の避難行動や自分自身の身の守り方などの説明、備蓄品である段ボールベッド、キャンピングベッド等の組立て体験を組み入れて実施しております。

本市に送られてまいりました第四中学校の生徒からの感想文には、災害があったときに積極的に行動し手伝いにも参加して人の役に立ちたい、段ボールベッドやパーティションの組立てが分からない人に教えてあげたいと、避難所での行動において前向きな考えを持つようなものがあつたほか、社会科の担当教諭からも、自分や自分の周りの人々の命を守ることにつながる大切な学習になったとの感想を頂戴しており、子供たちの災害への意識高揚や自ら危険を回避できる能力向

上に役立っているものと考えております。

また、地域住民が主体となった避難所運営訓練の実施についてであります。万世地区では本年7月にコミュニティセンターと青少年育成部が主体となり、親子参加型による宿泊体験として、コロナ禍における避難所運営訓練を実施したほか、11月には万世地区自主防災協議会主催による段ボールベッド及びパーティションの設営訓練が実施されており、このほかの地域においても災害を想定した避難訓練や炊き出しなどの自主的な訓練が多く行われております。

地域住民による避難所運営の中心的存在となる自主防災組織の本市の組織率は、11月1日現在70.0%と県内自治体の中で下から3番目となっており、特に中心市街地での組織率が低い状況となっていることから、万世地区のように地区を挙げて訓練が実施できる体制が整うよう、自主防災組織の組織率向上に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 高野上下水道部長。

[高野正雄上下水道部長登壇]

○高野正雄上下水道部長 私からは、(3)避難所として必要な機能の確保と整備についての中で御質問のございました学校施設が避難所となった場合の飲料水の確保についてお答えいたします。

本市では、現在の計画として、災害発生時の避難所となる学校やコミュニティセンター及び救急病院等のうち主に市街地の29か所を重要給水施設として選定し、この施設に至るまでの配水管が連続した耐震管となるよう、平成29年度から重要施設耐震化事業を進めているところでございます。

また、災害により水道本管が被災し、断水が発生した場合、学校施設等においては受水槽の水が使用できますが、復旧に時間を要する場合は全国の自治体等で構成する公益社団法人日本水道協

会の災害相互応援協定に基づき、被災していない自治体へ給水車の応援を要請し、給水活動を行うこととしております。

さらに、大規模な災害が発生した場合については、市災害対策本部を通じ、自衛隊へ応援要請を行い、飲料水を確保していきたいと考えておるところでございます。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) 各方面での御答弁、本当にありがとうございました。

それでは、随時お伺いいたします。

小項目2つ目の学校施設利用計画というものが、本市ではいわゆる避難所運営マニュアルを学校施設利用計画に代えているという御答弁、先ほどお伺いいたしました。避難所運営マニュアルと学校施設利用計画を同じものと考えたということで、それを確認いたしますが、間違いなかったでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 学校の避難所開設運営マニュアルにおきましては、学校施設利用計画で求められております例えば避難所の開放場所の区分などもしっかりとその学校ごとの特性に合わせて記載しておりますので、その利用計画に必要な事項をこの運営マニュアルで十分補完できるということで考えております。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。そうすると、各学校とも避難所運営マニュアルがあるので、私が先ほど心配した学校施設利用計画は策定済みと考えていいということで、ほっとしたところでございます。聞き取りのときにはまだ1校だけだというお話だったものですから、これはこれだと思ってお尋ねしたところでございます。よかったです。

次に、小項目の3つ目、それぞれの避難所としての必要な機能の確保や整備についてござい

ますが、今のお話を総合してみますと、市民の方々が学校施設を避難所として利用した場合もライフラインは守られると考えていいほどきっちりなっているんだと思ってお聞きしたところでございますが、その中で電源の確保は分かりました。

トイレについてでございますが、熊本地震が起きたときに大規模な断水があったわけですが、そのとき避難所のトイレで水を流すことができなくて、大変衛生面で課題が残ったというような報道がございました。

それを受けて、国交省が下水道総合地震対策事業というので、2分の1の補助を、その後、様々な自治体でそれを利用してトイレの整備を図ったというようなこれも報道がございましたが、本市ではそのようなことはお考えにならないのかどうか、お尋ねいたします。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますけれども、下水道を利用したいわゆるマンホールトイレについては、残念ながら施設内にマンホールがないということから利用できないことになっておりますので、今後について検討してまいりたいということを申し上げます。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) そうしますと、仮設トイレをこれからレンタル業者の方とということと、それから簡易トイレを5万3,500回分準備しているのでそれで大体大丈夫だというふうな認識かと思えます。

次に、Wi-Fi のこととお伺いいたしますが、先ほど教育長から使い分けということで、非常時と平時との使い分けをするシステムということでお聞きいたしました。そうしますとセキュリティーのことで、平常時のネットワークの子供たち等の情報などがきっちりすみ分けられるようにセキュリティーについても配慮がなっている

と考えてよろしいのでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 議員おっしゃるとおりでございます。我々がまず考えたのは、2つ設備をつけるというようなことは、これは実質的に無駄が出るだろうと。1つのもので2つの用途に使えるものがあるということで、一番心配だったのはセキュリティーの問題でありますけれども、設定自体の切替えをすることで、完全に子供たちが使う場合と避難者が使う場合とを切替えられるということで、確認が取れているところでございます。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) 次に、バリアフリーについてお伺いいたします。

先ほどの御答弁では、スロープのない体育館、屋内施設でも仮設のスロープを設置して、まず車椅子の人も入れるようにということをおっしゃっていらっしやいましたけれども、比較するわけではありませんけれども、全国では公立小中高、それから特別支援学校も含めてであります。体育館に入れるようにきっちりとスロープの設置などで段差を解消しているところが、平成29年4月とちょっと古い統計であります。61.9%、そして多目的トイレを設置しているところが34.1%。ちなみに校舎のいわゆるスロープ設置などの段差解消は64.6%、そして多目的トイレは61%、このような平成29年の段階での数値が上がっているようでございます。

本市においては、新しく建設された上郷小学校と四中においては、エレベーターも設置されておりますし、校舎のほうも段差がなくてバリアフリー化が進んでいるが、ほかのところは約半分ほどのスロープの設置だということでございました。やはり車椅子の方々が、例えば投票所となっている体育館の入り口のところで仮設のスロープを上がっていく場合も、当然ながらサポートする方は必要です。やはりかなり急でありますので、仮

設のスロープでは1人では上っていけない。それから、その後もう一度、普通なら靴を脱ぐ場所、そののところにも段差がございます。そのように、常時車椅子を使う方にとっては、本市はなかなかバリアフリーが進んでいるとは言えないような状況ではないかと思ったものですから、できることから少しずつでも、やはりスロープはきっちりと、仮設でなく常時設置しておくとか、できることからバリアフリー化は今後進めていかなければいけないのではないかと強く思っていたものですから、お尋ねしたところであります。

バリアフリー化が進んでいるか進んでいないかということも市民の方にはなかなか分かりにくいところでもありますので、バリアフリーの情報などもすぐ分かるように、ホームページ等でもぜひきっちりと明示しておいていただきたいと思いますが、その点についてはいかがですか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 学校のバリアフリー化につきましては、先ほども答弁させていただいたように、進んでいるところと進んでいないところがあるというところがございます。

体育館の出入口については、主に社会開放などで使う場合と、今議員からもありましたように選挙などで使う場合というような場合があるわけですが、ふだん子供たちは昇降口からの出入りもあるので、体育館の出入口についてのバリアフリーまではなかなか手が回らなかったというのが現状かと思っています。

ただ、御指摘のように、今後様々な場面での施設全体のバリアフリー化が必要でございますので、できる方法について様々検討していきたいと考えております。

また、先ほどありましたように、その情報の表記についても、担当部局とともに検討していきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) よろしく願いいた

します。

次に、特に新型コロナウイルス感染症対策ということで、今まで想定できなかった視点であります。新型コロナウイルス感染症対策として今年度から必要な様々な対策を考えていらっしゃると思いますが、具体的に衛生面でどのように備蓄も含めて考えていらっしゃるか、教えてください。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 国及び県から、災害時における避難所の開設に当たっては、当然ながら本年からは新型コロナウイルスに対応した避難所運営をするようにと求められております。

春以降、国の交付金等も活用しながら様々な備蓄を行ってきたところであります。感染予防という観点から申せば、例えばマスクでありましたり、フェースガード、あるいは消毒液等も購入して備蓄しておりますし、あと夏以降においては、段ボールベッド、それからキャンピングベッド、さらにはパーティションなども購入しながら、いわゆる密にならないような状況をつくるための道具、ツールとして備蓄を進めてきたところでございます。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) 特に新型コロナウイルスの感染対策ということで、いろいろな配慮が必要かと思いますが、その整備の中で乳児の授乳スペースや、また女性や乳幼児が早期に必要なものとして、物資として備蓄しているものなど、その後変わったことなどがあったら教えてください。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 乳児への授乳対応ということから申しますと、今年度配備しました、先ほど申し上げたパーティション、これらもしくは体育館には男女それぞれ別の更衣室等もありますので、そういったところを活用しながら授乳室として専用の部屋を準備したいと考えておるところです。

また、ミルクについてですが、避難所にミルクを持参できなかった方々への対応として粉ミルクを備蓄しておりますし、あと今年度からですが、液体ミルクについても購入を進めていきたいと考えておったところでございます。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。ぜひ液体ミルクのほうも購入をよろしく願いしたいと思います。

あともう一つ、最近ペットをかわいがっていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるようでございますが、ペットも一緒に同行している避難者に対してどういうふうにするのか、その辺のこのお考えを教えてください。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 ペット同伴での避難の在り方についての御質問かと思えます。議員のお話のとおり、昨今では動物を愛玩しながら、万が一の災害時においてもペットと一緒に避難をしたい、生活をしたいという方々が増えてきていると認識しております。

ただ、様々な人が共同生活を送る避難所に当たっては、ペットを飼育する場合に動物が苦手な方とか、あるいはアレルギーをお持ちの方とか、そういった方々がいらっしゃいますので、特別な配慮が求められると思っております。

本市では、避難所の開設マニュアルにペット同行の避難の取扱いも記入してはおりますが、避難所開設の打合せの中で、施設の管理者等から一定の御理解は頂戴できたのですが、ただ避難者の中に一人でもペットについて迷惑だというふうな声がもし上がった場合については、受け入れ難いという意見も頂戴したところでありまして、正直申し上げて、まだ対応について結論は出ていない状況となっております。

保健所からは、ペット受入れ可能な避難所が市内に1か所でもあればいいと指導も受けておりますので、今後検討を進めていきたいと思ってお

るところでございます。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) 次に、小項目5つ目の学校の早期再開に向けてでございますが、文科省から、避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集というのが令和2年3月に出ておりましたが、その中で山形県内では唯一、お隣の町の高島中学校が事例として載っておりました。その中で、早期再開に向けてということで、避難所として体育館や武道館を使用し、教室は開放しないこととするとともに、町として学校での避難生活が長期化することがないように、社会体育施設などに避難所を集約することとしているという例が挙がっていましたが、本市ではコミセン、公民館などのいわゆるほかの公共施設等に、一定の時期が来ましたら統合するとか、そのようなことを考えていらっしゃるかどうか、その辺を教えてください。

○鳥海隆太議長 どなたが答弁いたしますか。

渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 やはりその災害の状況に応じて、その避難者の状況に応じてという形になるかと思えますけれども、やはり学校の再開と避難者の生活の確保の両面をどのような形で両立できるのかというところを考えながら、その避難所の運営、開設や移動については考えていくべきものと考えておりますので、できるだけその両面を考慮しながら判断していきたいと考えています。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) もちろん災害の種類や規模にもよります。それは十分に分かっているところではありますが、その辺もぜひ想定して計画として上げていただきたいと思えます。

危機管理部門と教育委員会、分担ということは十分分かりますが、やはりぜひ連携して、計画としてきっちり考えておいていただくこともこれから重要なことと考えますので、よろしくお願

したいと思います。

次に、小項目6つ目の防災教育の取組についてありますが、もちろん米沢市地域防災計画によって児童生徒の防災教育、それから教職員に対する防災教育と様々していただいていると思います。

聞き取りのときもお話したのでありますが、ここで一つ、大変痛ましい事故ではありましたが、宮城県の石巻市立大川小学校の事故のことで、私はその判決が出て確定した後の様々な宮城県の教育委員会が設置した検討会議で出した5つの大川小事故判決における、学校防災上の主な指摘ということで、大変もつともだなと思うところがあったものですから、学校の部分に関して2つだけ読み上げさせていただきたいと思います。

1つは、安全確保義務を履行するために必要な知識、経験は、地域住民の知識、経験よりもはるかに高いレベルのものでなければならない。

5つ目、教育委員会は学校に対し、危機管理マニュアルの作成を指導し、地域の実情や児童の実態を踏まえた内容となっているものか確認し、不備があれば是正を指示、指導すべきであるというふうに、学校に対しての指導事項という5つの中で、特に1番目と5番目は全くそのとおりであるし、これから様々な判決の後の大きな事故の教訓として、みんな全国どこの自治体も考えていかなければいけないことだと思ったりしたところがありますが、教育委員会としての見識を伺いたいと思います。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 大川小の事案につきましては、大川小でも様々なことを想定し、マニュアル等もつくり、訓練等も繰り返していたと思います。本市においても、同じようにマニュアル等の整備、そして訓練等も行っておりますけれども、やはり大川小の事案は学校の想定を、学校だけでなくみんなの想定を超えた出来事であったために発生したと捉えているものでございます。

そこから学ぶべきところは、想定外をなるべくつくりたくないということであろうと思いますので、想定外をなくすという視点を持って、まずは計画やマニュアル等を検討し、そして教育委員会も一つとなって改善、指導をすることからしていきたいと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) 私はこの話をする前に、概要だけはお話しすべきでした。すみません。これは、宮城県石巻市立大川小学校が、津波により108人の児童のうち74人が亡くなったという事故でありました。

今、部長がおっしゃったとおり、やっぱり想定外をなくすというよりも、想定外も想定する、そういった覚悟で過去の災害やハザードマップの想定を超えるような、そういう災害にも備えた様々なもの、もちろんここには避難訓練も入るわけですが、そうした想定を超えるような災害にも備えられるように、計画も含めて、備蓄も、備品もそうです。それから、様々な電力含めライフラインもそうありますが、ここの中に地域住民をも巻き込んだ避難所運営訓練をぜひ実施していただきたいということを強く申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鳥海隆太議長 以上で15番齋藤千恵子議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○鳥海隆太議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時23分 散 会